

平成24年第5回(9月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成24年9月4日(火曜日)

議事日程 第1号

平成24年9月4日(火曜日)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長諸報告
- 日程第 4 請願・陳情文書表
- 日程第 5 閉会中の継続調査に関する委員長報告について(委員会研修視察報告)
- 日程第 6 発議第 7号 議員派遣の件について
- 日程第 7 発議第 8号 みなかみ町アウトドアスポーツ振興条例について
- 日程第 8 報告第 8号 株式会社水の故郷の経営状況の報告について
報告第 9号 株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告について
報告第10号 月夜野クラフトビール株式会社の経営状況の報告について
報告第11号 株式会社猿ヶ京夢未来の経営状況の報告について
報告第12号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について
- 日程第 9 諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第76号 みなかみ町公平委員の選任について
- 日程第11 議案第77号 みなかみ町教育委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第78号 利根西部福祉作業所条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第79号 みなかみ町水道料金審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第80号 みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 認定第 1号 平成23年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号 平成23年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4号 平成23年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5号 平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6号 平成23年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7号 平成23年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定につ

- いて
- 認定第 8号 平成23年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成23年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成23年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第81号 平成24年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について
- 議案第82号 平成24年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第83号 平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第84号 平成24年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 一般質問
- 阿部賢一 君 . . . 1. いじめの現状と対策について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18人)

1番	小林	洋君	2番	内海	敏久君
3番	中島	信義君	4番	前田	善成君
5番	阿部	賢一君	6番	林	一彦君
7番	山田	庄一君	8番	河合	生博君
9番	林	喜美雄君	10番	原	澤良輝君
11番	島崎	栄一君	12番	高橋	市郎君
13番	久保	秀雄君	14番	小野	章一君
15番	中村	正君	16番	河合	幸雄君
17番	鈴木	勲君	18番	森	下直君

欠席議員 なし

会議録署名議員

2番	内海	敏久君	13番	久保	秀雄君
----	----	-----	-----	----	-----

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書記 本間泉

説明のため出席した者

町長	岸	良昌君	副町長	鬼頭	春二君
教育長	牧野	堯彦君	総務課長	篠田	朗君
総合政策課長	青木	寿君	税務課長	石坂	和利君
会計課長	永井	泰一君	町民福祉課長	青柳	健市君
子育て健康課長	関	章二君	環境課長	須藤	信保君
上下水道課長	杉木	清一君	農政課長	高橋	正次君
観光課長	真庭	敏君	まちづくり交流課長	宮崎	育雄君
地域整備課長	増田	伸之君	教育課長	柳	健君
水上支所長	中島	直之君	新治支所長	岡田	宏一君

開 会

午前9時 開会

議 長(森下 直君) おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ定刻までに参集いただきまして、まことにありがとうございます。また、本日は、代表監査委員の渋谷正誼さんにおかれましては、お忙しい中でございますが、ありがとうございます。本当にご苦労さまです。よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は、18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成24年第5回(9月)みなかみ町議会定例会を開催いたします。

きょうは、暑いので上着の着脱は自由にさせていただくようお願いしたいと思います。

町長あいさつ

議 長(森下 直君) 本定例会に際して、町長よりあいさつの申し入れがありましたので、これを許可いたします。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 平成24年9月定例会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、本日、議会の招集のご案内を申し上げましたところ、早速ご参集賜り厚く御礼申し上げます。また、代表監査委員の渋谷正誼様にもご出席いただき、心より感謝申し上げます。

9月の声を聞いても、ことしは熱い日が続いております。ことしも昨年に引き続き役場庁舎内の冷房は使用しないこととし、議員各位にもことしの猛暑の中、ご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、この厳しい残暑により、農作物の生育への影響等が何かと懸念されているところではあります。また、8月後半からまとまった降雨がなく、8月の降雨量は年平均の半分にも満たず、利根川流域では渇水の状況を呈しております。昨日9月3日現在で八木沢ダムの貯水量が560万トンと、貯水容量1億1550万トンの約5%まで低下しており、利根川上流の8ダム合計におきましても、1億3700万トンと貯水率が40%を切り、厳しい渇水調整を行った平成6年及び平成8年と同等の状況になっております。特に支流の渡良瀬川水系では、主要な水源であります草木ダムの貯水量が40%を切ったことから、今月1日以来、取水制限を行っているところでございます。

また、昨日9月3日には、関東地方整備局と流域1都5県で構成する「渇水対策連絡協議会」が開催され、利根川流域全体でも取水制限が検討され始めております。今後、趨勢が気になるところでありますが、水源地として4つのダムを抱えるみなかみ町としては、ダムの必要性に注目が集まり、下流市民の理解が深まるきっかけにもなる面もあるのでは

ないかとも考えられるところであります。

また、国政の停滞が町政の運営に支障を来し初めておりますので、ご報告しておきます。

ご存じのとおり、現在、国会が空転しており、重要法案の審議が中断したままになっております。このまま9月8日に会期末を迎えると、赤字国債の発行に必要な特例公債法案が成立しなくなります。8月31日には、財務大臣がその場合、予算執行抑制をせざるを得ない旨発言されております。実際にも、本日9月4日に交付される予定であった9月交付分の地方交付税の交付が先送りになりました。

本町における対応でございますが、10月までは歳計余剰金により対応できますし、仮に11月以降となれば資金不足となりますので、財政調整基金の繰りかえ運用で対応することとなります。いずれにしても、地方交付税に限らず、国庫補助金等さまざまな財源に影響することから、特例国債法案の早期の成立を望むところであります。

さて、閉会中においても、議員各位におかれましては、委員会ごとに、あるいは委員会横断的にたび重なる町内の現地調査、県内各地へのテーマを決めての調査、また山形県への国際観光客誘致事業の調査などの県外調査、さらには海外調査も行っていただきました。そして、各調査の結果を具体的な政策に取りまとめるために、熱心なご検討やご討議をいただきました。タイ国の調査には私も随行させていただきましたが、議員皆様それぞれ個別に、あるいは共通して今後の議員活動や町政の進展に生かしていただける見聞があったと受けとめさせていただいております。

一例として、私みずからの知見の広がったことを1つだけ述べさせていただきます。

昨年のタイ中央平原での洪水が我が国の経済への影響が伝えられたわけでございますが、タイには数多くの日本企業や日系企業が世界をターゲットとして進出しており、日本において理解している以上に、非常に大きな規模で我が国の産業や世界経済にタイ国の産業活動が結びついていることを見聞させていただきました。

これらの議員各位のいつもながらの熱心な取り組み姿勢は、地方議会のかがみであり、敬意を申し上げるところであります。各種調査の成果や検討の結果として、具体的に対策をご示唆いただいたものもありますし、今後の方向性をお示しいただいたものもございます。あわせて、議会でご検討いただいている条例やご提案が早急に具体化できるように準備を進めることが大切と考え、そのような視点からの事業予算が今回の補正予算の中にも何点か含まれております。したがって、施策の執行方針が十分に成熟していないものも含まれているということになります。町政に対する議会の総意を真摯かつ迅速に執行することが、町長以下執行部の責任と考えていることのあらわれでもありますので、ぜひご理解を賜りたいところでございます。

9月議会は、決算議会とも言われますし、決算の結果を踏まえて大き目の補正予算を行う機会ともなっております。後ほど、法に基づき財政状況を示す数値について報告させていただきますが、その概要を申し述べますと、町民の皆様のご理解と議員各位の参画を得て財政運営に当たってきた結果、年ごとに財政諸数値が改善され、みなかみ町の財政は健全化の方向に向っております。具体的には、平成19年から制度化された4つの健全

化判断比率は順次次のとおりであります。

実質赤字比率並びに連結赤字比率については、平成19年から平成23年度までの間において赤字は生じておりません。

次に、借入金の返済に要する費用が財政に及ぼす影響を示す実質公債費比率は、平成19年度が19.9%、20年が18.2%、21年度17.2%、22年度15.4%、23年度14.8%と顕著に減少しており、財政の健全化が進んでおります。

この要因としては、地方債の繰上償還を行ってきたこと、また、新規発行の地方債を抑制していることが挙げられます。しかし、他団体との比較では、平成22年度において本町の比率が15.4%であるのに対し、全国市町村平均が10.5%、県内市町村平均も10.3%であり、全国及び県内平均を上回っている状況ですので、今後とも比率低下に向けてさらに改善を進めていく必要があります。

また、借入金の返済など将来の負担の大きさを示す指標である将来負担比率においても、平成19年度121.4%、20年度119.8%、21年度110.3%が22年度75.6%、23年度56.3%と大きく減少しております。

この要因としては、新規の地方債発行を抑制していることに加え、基金の積み立てを増額したことによっております。これも他団体との比較においては、平成22年度において本町が75.6%に対し、全国市町村平均では79.7%である一方、群馬県内市町村平均では67.9%となっております。今後とも適切な規模の投資的経費の確保や子育て支援を中心とする各種の施策の充実を図りつつ、あわせて財政諸数値の改善をも追求していくことが重要と考えております。

さて、本定例会に提案いたします案件は、各社からの経営状況を含め報告が5件、決算認定が10件、人事案件が3件、条例改正が3件及び補正4件であります。詳細につきましては、後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましたのあいさつとさせていただきます。

開 議

議 長（森下 直君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（森下 直君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

2 番 内 海 敏 久 君

13番 久保秀雄君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（森下 直君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日9月4日より、9月12日までの9日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より9月12日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（森下 直君） 日程第3、議長諸報告を行います。

6月定例議会後、閉会中の主な事柄についてご報告を申し上げます。

閉会中とはいえ大変多くの諸事業があり、副議長初め各委員長の出席を願うなど、ご協力をいただいたことを申し添えます。

最初に、広域関係の会議結果を申し上げます。

7月13日、利根沼田文化会館において、利根沼田広域市町村圏振興整備組合定例議員協議会と郡町村議会議長会が開催され、議員協議会では、高規格救急自動車の入札結果や平成24年度の補正予算が審議されました。また、議長会では、10月11、12日の両日、老神温泉あわしま荘において、郡町村議員事務局長研修会が開催されることになりました。

7月30日、利根沼田広域市町村圏振興整備組合会議が開かれ、公平委員会の委員の選任同意が出されました。

また、8月27日には、利根地方総合開発協会と郡議長会が開催され、例年行っている群馬県への請願・要望事項について各市町村より数多くの要望が出されましたが、各部会を合わせ6項目に絞っていくこととなりました。みなかみ町が提案しました交通水利部会で望郷ラインの早期県道昇格について、及び教育民生部会で群馬県国民健康保険広域連合会についてを取り上げることとなりました。また、議長会では、7月16日に行われました利根沼田議会議員親善ゴルフの結果等が報告されました。

次に、8月8日から12日には、みなかみ町議会議員タイ国現地調査に議員8名、当局2名、事務局1名にて視察を行ってまいりました。

みなかみ町を午前3時30分に出発し、タイのスワンナプーム空港に到着。翌日9日は、スワンナ・ダウンジア・ハート英語スクールにおいて、みなかみ町中学生とタイ国の

中学生の交流を視察いたしました。翌日、議員と中学生の報告会を開催し、タイ国交流について一人一人から交流の感想など聞き取りを行いました。子供たちは、この交流から大きな経験を学んだことと思われました。

9日午後からは、JICAバンコク事務所において、米田所長より日本政府によるタイ国支援事業についての説明を受け、さきのタイ洪水災害等の支援にJICA職員が連日奮闘していることが感じられました。

10日は、午前中、日本大使館を訪問し、大鷹正人経済講師よりタイにおける大使館業務等の説明を受けてまいりました。午後は、JETRO(日本貿易振興機構)とタイ国日本商工会議所を訪問。JETROの若松課長によると、洪水後も日系企業のタイへの進出は依然増加中とのことでありました。また、タイ国日本商工会議所の石井事務局長によると、バンコク日本商工会が1954年設立され、現在1386社の会員企業があり、日本・タイ間の貿易や両国間の文化交流、教育支援等社会貢献事業に活躍しているとのことでした。

11日には、ロジャナ工業団地の洪水被害状況の調査をしてきました。今回、洪水の被害は7工業団地に及び、ロジャナ工業団地もこの中の一つで、218社のうちホンダやニコン、キャノンといった日系企業が147社あり、このすべてが被害を受けたとのことでした。タイ国工業団地の一日も早い洪水復興を願うところであります。

これにて、タイ国洪水復興現地調査の報告を終わります。

次に、各種行事参加についての報告を申し上げます。

7月2日、谷川岳エコツーリズム認定証授与式が谷川ロープウエー特設会場において、環境省自然環境局長渡邊綱男氏より谷川エコツーリズム会長岸良昌氏へ授与され、これにより今後、同協議会が目指すエコツーリズム事業を進めていくこととなります。

7月4日から5日の2日間、山形県飯豊町に産業観光常任委員会を中心とした台湾からの誘客について視察を実施しました。冬期は雪が多いため、スノーモービルの試乗体験やおもてなしにより多くの台湾からの観光客があるとのことでありました。

このほかに7月9日、利根沼田地域市町村懇談会が片品村において開催されました。当日は、大澤群馬県知事を初め、茂原副知事や県部長級の関係者、管内市町村長、議長、教育長などの出席のもと、県重点施策の説明や県提案のテーマ、市町村長からのテーマなど活発な意見交換ができました。

7月15日には、都市間交流推進連絡協議会がさいたま市浦和区において開催され、南会津市、南魚沼市、鴨川市、みなかみ町が参加し、意義ある交流会を行ってきました。

7月25日、みなかみ町土木行政懇談会が開催され、沼田土木事務所長長沢所長や担当者の出席をいただき、平成24年度事業概況などの説明を受け、町からの要望確認や現地視察を行いました。

このほかに、6月から8月にかけて、夏山シーズンに向けての山開き、スポーツ行事、夏まつりなど、町内はもちろん郡議長会としても郡内の各種の催しに参加してきております。

これにて議長諸報告を終了いたします。

日程第4 請願・陳情文書表

議長（森下 直君） 日程第4、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願・陳情はお手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

平成24年第5回(9月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願第4号	オスプレイ配備の撤回を求める請願書	群馬県沼田市恩田町20 利根沼田平和委員会 会長 佐藤 卓三	平成24年8月22日 総務文教常任委員会
		原澤 良輝	
	<p>【請願趣旨】</p> <p>いま、日本とアメリカ政府は、国民の激しい反対の声を無視して、いままでのヘリコプターCH46Eに代わって、より高性能で垂直に離着陸もできる戦闘機MV22オスプレイを米軍基地の集中する沖縄の普天間飛行場に配備しようとしています。</p> <p>さらに、沖縄だけでなく日本全体をオスプレイによる軍事訓練を低空飛行で(地上150m~160m)夜昼なく行うべく、全国を7つのルートとして定めています。かねてから利根沼田地域は自衛隊と米軍が飛行訓練しており、「ブルールート」と呼ばれていましたが、今回のオスプレイ配備により水源地と発電ダムを抱え観光客も安心して楽しめる豊かな自然環境を破壊しかねないことが予想されます。</p> <p>1991年6月の初飛行での大事故は5回もあり、今年も4月と6月にモロッコとフロリダで墜落し、最近では安全基準が満たされていないとして、ハワイ島の2つの空港での訓練計画を米軍は取り下げています。欠陥機であるのは明白です。</p> <p>オスプレイの日本での運行に関して4月に「環境レビュー」が公開されていますが、問題点や危険性を知ることができます。たとえば地上15mの超低空飛行を行うと書いてあります。いままでのCH46Eヘリに比較して、約2倍の速度、3倍の積載量、そして4倍の戦闘区域を範囲としています。安全性も確認されない「欠陥機」オスプレイが日本全国で超低空飛行訓練を行い国民を危険にさらすことなど決して許せません。</p> <p>ついては、貴議会において下記の事項を採択していただくよう請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>米海兵隊の輸送機MV22オスプレイの日本国内配備計画を撤回するよう、国へ「意見書」を提出すること。</p>		

請願 (H24.9)

議長（森下 直君） 所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第5 閉会中の継続調査に関する委員長報告について

1. 厚生常任委員会（委員会研修視察報告）
2. 産業観光常任委員会（委員会研修視察報告）

議長（森下 直君） 日程第5、閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを議題といたします。所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長林一彦君。

（厚生常任委員長 林 一彦君登壇）

厚生常任委員長（林 一彦君） これより厚生常任委員会の研修視察報告を申し上げます。

去る8月21日、桐生市黒保根町の水沼駅温泉センターと板倉町の資源化センターの2カ所について、厚生常任委員、有志議員、関係課長等13名にて研修視察を行いました。

この研修の目的につきましては、新治地区の奥利根アメニティパークのこれからの運営をどうしようかということの研修でございます。

奥利根アメニティパークの現状と課題につきましては、平成10年創業を始め、現在15年目を迎えており、かなりの老朽化が進み、年間5000万円以上の修繕費並びに発電装置故障のためのRDF（ごみ固形化燃料）運搬費、年間6000万円弱のコストを計上しております。この経費の削減等につきまして関連ある施設を視察してまいった次第でございます。

まず、初めの水沼駅でございますが、わたらせ渓谷鐵道水沼駅温泉センター「せせらぎの湯」として名をはせております。しかしながら、実際は温度の低い鉱泉を加温し、温泉としております。この加温に使っておりますのが、有機物磁気熱分解温水装置であります。担当者からこの装置の案内と説明を受けました。

水沼駅では、この装置で燃焼ではなく、熱分解で有機廃棄物を処理し、発生した熱量で18度の鉱泉を40度のお湯にして供給しております。この装置のメリットといたしましては、燃焼ではないので温室効果ガスを出さず、ダイオキシン発生の環境基準をクリアしていること、重油などの燃料が要らない、また、ランニングコストが1台年間3万円程度ととてもリーズナブルであるという点であります。

デメリットといたしましては、この熱分解温水装置が1台5000万円程度と高価であり、当町のアメニティパークの規模であると2台必要であるということでございます。また、この装置が開発されてまだ5年と新しく、耐用年数等不明な点が多々あるということでもあります。

みなかみ町では、アメニティパークのRDFを北茨城市に運搬費用をかけ売却しております。その経費は年間6000万円弱ということであり、この装置を遊神館などの温泉施設の熱源として利用すれば、鉱泉加熱の経費とアメニティパークのRDFの処分という

2つの大きな経費節減につながります。また、参加者の中からは、小型のもので融雪の熱源に利用したらどうかとの意見も出ました。この有機物磁気熱分解温水装置活用の検討が必要と思われました。

2つ目の板倉町資源化センターは、ごみリサイクル施設であります。この板倉町資源化センターは、新治のオリ根アメニティパークの1年前、平成9年に創業したアメニティ施設でありまして、同じくらいの規模・創業年数の施設であり、どのような現状と課題、そして対策があるのかという調査のために視察を行いました。環境水道課担当から説明と現地案内を受けました。

この施設は、ごみ固形燃料化施設と高速堆肥化施設を備えたセンターであり、当町のオリ根アメニティパークと同じであります。1日20トンの固形燃料と3トンの堆肥を生産しております。やはり老朽化が進み、年間3000万円の修繕費予算を計上しております。発電も当町と同じく、創業開始2年まではRDFを燃やし、冷暖房等に活用してまいりましたが、いろいろな箇所の爆発等による故障が相次ぎ現在は使用しておらず、500キロ単位500円と3000円との価格で2カ所に売却しているとのことでありました。

現状は、当町と同じでしたので、これからの課題と対策を伺ったところ、四、五年中には廃止になるとの報告を受け、驚いたところです。館林市、明和町、板倉町の1市2町の広域圏で総合ごみ処理場ができる予定との説明を受けました。これからの課題・対策に期待していたところでのセンター廃止の報告はショックでしたが、近隣では、沼田市の最終処分場がいっぱいになる近年には、この利根沼田広域圏でのごみ処理場の検討が予想されると思われまます。とにかく、当町のオリ根アメニティパークの運営問題は喫緊の課題であり、避けては通れない問題であります。

以上を申し上げまして、厚生常任委員会における研修視察報告といたします。

議長(森下 直君) 以上で、厚生常任委員長林一彦君の委員長報告を終わります。

次に、産業観光常任委員長山田庄一君。

(産業観光常任委員長 山田庄一君登壇)

産業観光常任委員長(山田庄一君) 産業観光常任委員会委員長報告を行います。

閉会中の視察研修についてのご報告であります。

7月4日から5日にかけて、山形県飯豊町のインバウンド事業の調査研究のため視察を行いました。参加者は産観委員6名と、今後の各種交流事業を進めるに当たり委員会以外からもご協力をいただくという委員会方針により、委員会以外から2名の方の参加をいただきました。また、当局から3名及び議会事務局長と総勢12名の参加でありました。

視察目的は、今、みなかみ町が教育旅行を中心に進めている台湾との交流事業を一般観光客の誘致へと拡大することを目標に、2月に行われた産観委員会の台湾訪問を契機とし、さらなる交流発展へと願う中で、中山間地の小さな町でありながら台湾との交流実績があるということで視察先に選び、研修してきました。

台湾との交流のきっかけが観光協会を中心とした関連事業者の横の連携の中から町に台湾観光客が訪れたこと、訪れた台湾の観光客を東北特有の素朴さと精いっぱいのおもてなしで迎え、帰りに台湾の旗を振って、スノーモービルで後を追いながら見送ったなど訪

れた人の心をくすぐるアイデアと、常にチャンネルを広げて情報収集に努めることが誘客に結びついたこと、また、県がチャーター便を支援してくれたが諸事情でなくなり、台湾からのアクセスが大変なことや本格交流には現地エージェントとの連携の必要性など、貴重なアドバイスを聞くことができました。

みなかみ町は、羽田からのアクセスや温泉、食べ物等観光資源には事欠かない立地条件を備えており、町全体での誘客に向けた体制が求められるところです。今月1日には、台北中日経済文化代表処業務部課長劉拓氏ほか4名が来町し、町内の視察を行い、自然豊かなみなかみ町がすっかり気に入りに、今後のお力添えをいただくことの約束と町の知名度が低いことでのPR不足を残念がっていました。

今後の活動としては、同席されました台湾観光協会東京事務所徐副所長を通じ、台湾観光関連の人との信頼関係、人脈関係構築を目指す必要があるかと思えます。

7月12日、ラフティングの体験をアウトドア連合会ラフティング組合のご協力をいただき、水明荘からうのせ間で体験ツアーを行いました。参加者は9名の議員でありました。

目的は、今やアウトドアスポーツは、ラフティングに代表されますように、みなかみ町の観光資源の大きな柱になっております。対外的に町の情報発信をする機会が多い議員各位がラフティングを体験することで、より真実味のある話ができるようになること、自然の恵みに感謝しながら、その環境保全と安心・安全の確保による町のイメージアップを図る目的の「アウトドアスポーツ振興条例」制定に向けての体験ということでした。今定例会に議員提案として上程されましたが、議員各位のご協力をいただく中で、これを契機に安心して遊べる町のイメージが定着されることを願いたいと思えます。

8月3日、豪雨被害による現地視察を実施しました。

7月27日深夜から28日の未明にかけて降り続いた豪雨により、名胡桃地区を中心に導水路、農地等に大きな被害が発生しました。最大1時間雨量は47ミリでした。委員会では、現地の状況を把握するため、被災箇所での現地確認を行いました。限られた時間の中での視察であり、災害箇所をすべて確認することはできませんでしたが、被害状況の大きい箇所を中心に回り、現地で担当課の職員から状況説明を受けました。

被災状況は、農政課関係で農地31カ所、導水路9カ所、林道1カ所、地域整備課関係では導水路16カ所となっており、前原・北原線、天神、不動、不動4号線、不動9号線、前山林道の6カ所を確認しました。いずれも被害は甚大であり、早急の対応と導水路に関しては局地的豪雨の被害が全国的に発生傾向にあり、当局と住民の連携のもと、被害を最小限にとどめる努力が望まれます。

8月7日、川場村新設サッカー場視察をしました。

目的は、サッカー場新設による大会誘致とそれに伴う観光客誘致の調査研究ということとであります。8名の議員の皆さんの参加をいただきました。

対応していただいたのが、川場スポーツコミッション、NPO法人かな、橋本さんにいただき、施設の関係とすれば、造成は別にして上物だけで5000万、助成金が3800万で実質1200万円で建設された施設だということ。自治体が施設を建設した場

合の問題点として、つくった後の活用方法、大会誘致や運営、開催ノウハウなどの問題を指摘されました。

川場サッカー場の場合は、天然芝が1面であるため、大会を開くにしても、集客を考えた場合にはある程度の限界があるということ、最低2面あれば集客は相当見込めるといふこともお話をいただきました。とともに、人工芝であればベストであるというお話でございました。

宿泊に関しては、例えば小学生の大会を開くとして、行動が100人単位で行われるため、そのくらいの収容人数を受け入れる施設が必要である、また、収容施設は1軒の単位でなくても、地区でまとめられればよいとのことでした。

また、施設が整った場合、誘致の大きなポイントとして、現地への送迎やサッカー以外にも自然体験ツアーを組み込むなど、魅力があるプログラムが考えられるところは有利であるなど、みなかみ町にとって大変参考になる話を聞くことができました。ちなみに、7月から8月の約1カ月間で、サッカーによる集客というのが2000人あったということでございます。

以上、産業観光常任委員会の報告とします。

議長(森下 直君) 以上で、閉会中の継続調査に関する委員長報告を終わります。

日程第6 発議第7号 議員派遣の件について

議長(森下 直君) 日程第6、発議第7号、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、別紙のとおり議員派遣をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第7 発議第8号 みなかみ町アウトドアスポーツ振興条例について

議長(森下 直君) 日程第7、発議第8号、みなかみ町アウトドアスポーツ振興条例についてを議題といたします。

小林洋君より提案理由の説明を求めます。

1番小林洋君。

(1番 小林 洋君登壇)

1番(小林 洋君) みなかみ町アウトドアスポーツ振興条例の制定についてご説明申し上げます。

みなかみ町は、広大な森林や谷川岳に象徴される多くの山々、清らかに流れゆく利根川や赤谷川など豊かな自然に恵まれ、美しい景観を有しており、アウトドアスポーツ活動

に適した地域であります。自然との触れ合いを求め、アウトドアスポーツを体験する多くの人々が訪れるようになり、アウトドアスポーツは、みなかみ町の活性化及び魅力ある地域づくりに大きく貢献しております。

私たちは、このみなかみ町の豊かな自然に感謝するとともに、みなかみ町が日本一の地域であることを自覚し、これにふさわしい地域づくりに努める必要があります。一方、アウトドアスポーツは、時として自然環境や地域住民の生活、その他の産業活動などへの負の影響を及ぼす面があり、また、常に危険が伴うことからこれに対する取り組みが求められております。

ここに、自然環境を保全し、アウトドアスポーツを整え、地域住民の生活との協調及び関連する産業の活性化を図るとともに、アウトドアスポーツの振興に取り組むため、観光産業委員及び小野章一議員の審議とご賛同を得て提案したものであります。

よろしくご審議の上、各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして説明にかえさせていただきます。

議長（森下 直君） 小林洋君の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第8号についての質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 今、条例の提案を受けただすけれども、第8条のイベントの承認というふうなところなんですけれども、この間の全協のときもいろいろ意見があったんですけれども、このイベントという定義について、4月までに規則で定めるというふうなことになると思うんですけれども、その全協での議論を踏まえて、イベントの定義について議論されたかどうかちょっと教えてください。

議長（森下 直君） 1番小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

1番（小林 洋君） イベントの定義については、第12条の「この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める」というところで、イベントの定義については補足していくということでよろしくお願いします。

議長（森下 直君） ほかにございませんか。

11番島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） 第8条なんですけれども、「イベントを行う場合は事前に町長の承認を受けるものとする」という文章なんですけれども、例えばオリエンテーリングとか町内を長く歩くウォーキングのような、そういうイベントもこのアウトドアということで、町内を歩き回るものですね、オリエンテーリングの大会とか、長い、夜歩くとか昼間歩くとかウォーキングとか、そういうようなものもアウトドアとして含まれるということでしょうか。

議長（森下 直君） 1番小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

1番（小林 洋君） 基本的には含まれると思います。

議長（森下 直君） 11番島崎栄一君。

11番（島崎栄一君） 毎年、平和行進といって、町内を新治支所からずっと沼田のほうまで歩く

ような、そういう歩くイベントがあります。ウォーキングとオリエンテーリングも町内を歩きますし、平和行進も歩くんですけども、その平和行進も今後は事前に町長の承認を受けるものとするんですか。

議長(森下 直君) 1番小林洋君。

(1番 小林 洋君登壇)

- 1番(小林 洋君) オリエンテーリングというのは当然含まれると思うんですが、平和行進とか、それがどういうものだからちょっと私も、メーデーの行進とか、そういうものはどうかというのであれば、メーデーとかそういうものの行進なんかというのは別のものだと思います。

議長(森下 直君) 11番島崎栄一君。

- 11番(島崎栄一君) 今の返答ですと、オリエンテーリングやウォーキングのような歩くイベントについては承認が要るけれども、メーデーや平和行進等政治的なものについてはわからないというようなことなんですけれども、じゃ、ウォーキングとかオリエンテーリングに政治的なメッセージを、反原発のウォーキングとかつけた場合は承認が要らないのか、非常にこの辺が難しい判断、あやふやではないかと思えます。基本的には、日本というのは自由の国、自由主義国なんで、基本的には何をやっても自由なんですよね。そういう中で町長の承認を受けてイベントをするという、この条文は日本の法体系に合わないんじゃないかと思うんですけれども。

議長(森下 直君) 1番小林洋君。

(1番 小林 洋君登壇)

- 1番(小林 洋君) 日本は自由主義国ですから、基本的には自由というのは当然だと思いますけれども、先ほどの説明の中で地域住民に対してのことや各産業に対しての負の問題がもう起こっていると、そういう面からこういうことも整備していかなきゃならないと。計画も何もないようなイベントというか集会だかわかりませんが、そういうものに関しては、皆さんもどうでしょうか、何も計画のないものをただやられても、そういうのが問題になってきているんじゃないでしょうか。それをどうにかしようということが、この条例の一步でもありますんで、その辺を皆さんご理解いただきまして、審議のほうをよろしくをお願いします。

議長(森下 直君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて発議第8号の質疑を終結いたします。

これより発議第8号についての討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

- 11番(島崎栄一君) 発議第8号、みなかみ町アウトドアスポーツ振興条例について、反対の討論をいたします。

全体的な考え方については、そんなに大きな問題はないと思うんですけれども、た

だ、第8条の「事前に町長の承認を受けるものとする」という条文については、基本的には自由な国である日本の憲法、法律の体系からするとおかしいのではないかと。質疑の中でも、ウォーキング、オリエンテーリングについては承認が必要ということですが、平和行進についてはわからないというふうに非常にあいまいです。基本的には、日本人が何かイベントをするときにだれかの承認を受けなければならないというのは、よっぽどのちゃんとした合理的な理由がなければ規定できないということです。

例えば承認なしにイベントが行われた場合、とめられるのかということ非常に難しいのではないかと。日本では法律のほうが条例より優先しますんで、憲法のほうを優先しますんで、町がこんなふうに決めても意味がないのではないかと。何かをするのに町長の承認が必要だというような、ちょっと北朝鮮じゃないですけども、自由な国の日本としてはふさわしくない条例が入っていますので、これについては賛成できない、反対だということです。

以上です。

議長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

4 番前田善成君。

（4 番 前田善成君登壇）

4 番（前田善成君） 発議第8号、みなかみ町アウトドアスポーツ振興条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

この条例については、産業観光常任委員会及び小野議員と数回にわたり討論を重ねてきました。中身の文言一つ一つからこの町にかかわる産業がこれから発展していく、町を世の中にPRするためにどれだけ必要になってくるか真剣に考え、けんかになるような形になる言い争いも何度かしながら、この文言をつくってきました。この会議にかかわっている人間たちは、この文言について、自分たちの子供たちと同じように思い入れが強い文章です。

イベントについても、何度かそういう指摘等もありましたが、これについては、新たに町のほうでイベントについての条例を制定することでやっていけるだろうということで、逆に危ない行為、特に町を不名誉な形でPRした、ああいう夜中にやった麻薬の問題とか、そういうことを再発させないためのこの条例をどうしても制定したいという思いの中に、今回この振興条例のほうを議会のほうに提案させていただいています。

こういうような思いの中で議員各位のご理解をいただき、賛成していただくように申し上げて賛成討論としたいと思います。

議長（森下 直君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて発議第8号の討論を終結いたします。

発議第8号、みなかみ町アウトドアスポーツ振興条例についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長(森下 直君) 起立多数であります。

よって、発議第8号、みなかみ町アウトドアスポーツ振興条例については、原案のとおり可決されました。

- 日程第8 報告第8号 株式会社水の故郷の経営状況の報告について
報告第9号 株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告について
報告第10号 月夜野クラフトビール株式会社の経営状況の報告について
報告第11号 株式会社猿ヶ京夢未来の経営状況の報告について
報告第12号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

議長(森下 直君) 日程第8、報告第8号、株式会社水の故郷の経営状況の報告についてから報告第12号、平成23年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率についてまで、以上5件を一括議題といたします。

町長より、報告の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 報告第8号から報告第12号までについて、一括してご報告申し上げます。

まず、報告第8号、株式会社水の故郷、報告第9号、株式会社月夜野振興公社、報告第10号、月夜野クラフトビール株式会社、報告第11号、株式会社猿ヶ京夢未来の経営状況の報告でございますが、それぞれ各社より報告がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出するものであります。

次に、報告第12号について説明させていただきます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成23年度の決算における健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものでございます。

まず、健全化判断比率は、実質赤字比率から将来負担比率までの4つの指標からなっております。このいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。みなかみ町の平成23年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、いずれも基準を下回る数値となっております。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字ではございません。実質公債費比率につきましては14.8%で、早期健全化基準の25%を下回っております。将来負担比率は56.3%で、早期健全化基準の350%を下回っております。

次に、公営企業会計にかかわる資金不足比率についてご報告いたします。

資金不足比率は、公営企業における資金不足額の事業規模に対する割合でございます。経営健全化基準は20%となっております。

なお、経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を定めることとなります。

みなかみ町の平成23年度決算に基づく資金不足比率は、水道事業会計から温泉事業特別会計までいずれも赤字ではないため、資金不足比率は算定されませんでした。

なお、監査委員の意見については、監査委員会から提出されました決算審査意見書のとおりでございます。

以上、報告第8号から第12号までの報告とさせていただきます。

議長（森下 直君） 以上で報告第8号、株式会社水の故郷の経営状況の報告についてから、報告第12号、平成23年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率についてまでを終わります。

日程第9 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（森下 直君） 日程第9、諮問第4号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 諮問第4号についてご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として平成22年1月1日より活躍いただいております、みなかみ町後閑693番地の4の澤田久子さんが平成24年12月31日に任期満了となりますので、前橋地方法務局長から後任委員の推薦依頼が来ております。つきましては、人格見識に優れ、献身的に委員活動に専心されております澤田久子さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

諮問第4号についての質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて諮問第4号についての質疑を終結いたします。

これより諮問第4号についての討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませんので、これにて諮問第4号の討論を終結いたします。

諮問第4号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第4号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

は、原案のとおり同意されました。

日程第10 議案第76号 みなかみ町公平委員の選任について

議長(森下 直君) 日程第10、議案第76号、みなかみ町公平委員の選任についてを議題といたします

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第76号についてご説明申し上げます。

現在、公平委員であるみなかみ町湯原34番地の黒田克己氏の任期が平成24年11月24日に満了となります。

黒田氏は、人格高潔にして地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に見識があり、公平委員として適任でありますので、引き続き黒田氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。なお、任期は4年でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第76号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第76号の質疑を終結いたします。

これより議案第76号についての討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第76号の討論を終結いたします。

議案第76号、みなかみ町公平委員の選任についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号、みなかみ町公平委員の選任については、原案のとおり同意されました。

日程第11 議案第77号 みなかみ町教育委員会委員の任命について

議長(森下 直君) 日程第11、議案第77号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてを

議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第77号について提案の理由を申し上げます。

教育委員のうち木村孝弘氏におかれましては、11月25日をもって任期満了となります。

つきましては、根津公安氏を教育委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

根津公安氏は、昭和35年2月5日生まれの52歳で、みなかみ町月夜野262番地に居住し、桐匠根津桐材を経営されております。平成11年5月から平成22年4月まで、3期にわたり旧月夜野町及びみなかみ町の議会議員としてご活躍されました。また、地元消防団の分団長や月夜野商工会青年部長、第一幼稚園PTA会長などを歴任されております。このように豊富な経験を持ち、人格、識見とも申し分なく、教育委員として適任であります。

なお、任期につきましては、平成24年11月26日から平成28年11月25日までの4年間であります。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、本委員の任命について議会の同意を得たく提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第77号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第77号の質疑を終結いたします。

これより議案第77号についての討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第77号の討論を終結いたします。

議案第77号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号、みなかみ町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

日程第12 議案第78号 利根西部福祉作業所条例の一部を改正する条例について

議長(森下 直君) 日程第12、議案第78号、利根西部福祉作業所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第78号についてご説明申し上げます。

この条例改正は、利根西部福祉作業所の名称を「みなかみ町福祉作業所ぴっころ」に改正をしようとするものです。

利根西部福祉作業所は、月夜野町、水上町、新治村の3カ町村が平成13年4月に利根西部地域における共同の福祉作業所として設置した施設で、「ぴっころ」の愛称で親しまれております。現在、障害者自立支援法に基づいた地域生活支援事業として町内の社会福祉法人へ運営を委託しており、その活動につきましては、地域住民からも親しみをもち受け入れられているところでございます。

このたび、「利根西部福祉作業所」という名称を現在の町名に合わせ、「みなかみ町福祉作業所ぴっころ」として名称変更を行い、町の障害者施策のさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第78号についての質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第78号の質疑を終結いたします。

これより議案第78号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第78号の討論を終結いたします。

議案第78号、利根西部福祉作業所条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号、利根西部福祉作業所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第79号 みなかみ町水道料金審議会条例の一部を改正する条例について

議長（森下 直君） 日程第13、議案第79号、みなかみ町水道料金審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第79号について提案の理由を説明いたします。

みなかみ町下水道事業は、認可区域内の下水道網整備に加え、老朽化対策事業、処理場やポンプ場等の維持管理事業を行うとともに、流域関連公共下水道の維持管理費の一部も負担しております。下水道事業の運営に関しては、一般会計から基準外繰り入れを受けているのが現状であります。

一方で、下水道使用料につきましては、合併協議会の審議において、「新町に移行後も当分の間は現行どおりとし、段階的に調整する」との調整方針が示されております。

みなかみ町が発足し既に7年が経過していることや、経営の健全化を図る必要があることから、下水道使用料の見直しが不可欠と考えており、検討を開始するために「下水道事業運営審議会」を設けたいと考えておるところであります。下水道事業運営審議会の設置に当たりましては、既に審議会設置をうたっております「みなかみ町水道料金審議会条例」がございますので、その中にあわせて下水道審議会の規定を加えるということをしたく、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第79号についての質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番（原澤良輝君） 下水道事業に対する考えなんですけれども、現在の下水道は確かに赤字というふうになっていきますけれども、それはやはり下水道事業そのものの運営の方法に問題があったんじゃないかなというふうに思って、流域という形で上から下に流れるような形になっていきますけれども、山間地でありますんで、平らなところみたいに大容量ですが、大きな管で通せないし、山あり谷ありというふうなところで、それも含めて受益者に負担させるというシステムというのは、ちょっと間違っているんじゃないかなというふうに思っているんで、その辺のところをちょっと伺います。

議長（森下 直君） 町長岸良昌君。

町長（岸 良昌君） ただいまのご指摘、要因としてはいろいろあるかと思っています。ただし、下水道事業については、基本的に公営企業として運営するというのが原則になっております。

また、今、ご指摘のありました認可区域の広域の下水をどうするか、これについては、一方で地域の関係者並びに流域下水道を運営しています県とも相談しながら、認可区域の見直しというのを一方でやっております。現在のところ、今の形を変える必要はないのか

などというのが主な方向でございます。

また、今、原澤議員からご指摘がありましたように、その他の形での汚水処理、集落排水事業であるとか、特環事業であるとかございます。これらの計画についても、実態に合わせて見直しつつ実施していくということは、一方で行っているところでございます。

とは言いながら、提案理由でご説明申し上げましたように、合併前の料金体系あるいはそれを現時点において見直ししていかなければいけないということも、これはまた現実だろうと思っております。ただいま原澤議員のご指摘は、一般会計からの規定外の繰り入れがある程度あってもいいんだというご指摘ではないかと思えます。それはそれとして、審議会の中でそのバランスも検討しつつ、料金改定についてご審議いただければありがたいと思っているところでございます。

議長(森下 直君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第79号の質疑を終結いたします。

これより議案第79号についての討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第79号の討論を終結いたします。

議案第79号、みなかみ町水道料金審議会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号、みなかみ町水道料金審議会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第80号 みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長(森下 直君) 日程第14、議案第80号、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、報告の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第80号についてご説明申し上げます。

猿ヶ京地区の温泉給湯事業につきましては、昭和45年から行っておりますが、こと

しの4月からは、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例に基づいて事業を実施しているところであります。

料金の仕組みといたしましては、温泉使用料とメーター使用料の二本立てとなっております。具体的には、第22条でメーター使用料を1口から2口を1000円、3口から4口を2000円と規定しておりますが、第20条で規定しております温泉使用料のほうは、1口から7口まで使用できるという内容となっております。この間、実際に5口以上の温泉を使用するメーターの使用料については、条例上、対応できておりませんでした。

このような中で、現在、1人の受湯権利者から「3口と4口をまとめて7口の契約にできないのか」との申し出がありました。これにつきまして、平成22年6月25日に、「みなかみ町温泉事業運営委員会設置条例に基づく温泉事業運営委員会」を開催し、ご協議いただいた結果、「メーター使用料の区分を新たに追加して、『5口から7口までを3000円』とすることが妥当である」との答申をいただきました。今回、この条例の一部をその趣旨に従って改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(森下 直君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第80号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第80号の質疑を終結いたします。

これより議案第80号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて議案第80号の討論を終結いたします。

議案第80号、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長(森下 直君) 暫時休憩をいたします。10時半から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

(10時15分 休憩)

(10時30分 再開)

議長(森下 直君) 再開をいたします。

- 日程第15 認定第1号 平成23年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定
認定第2号 平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
認定第3号 平成23年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
認定第4号 平成23年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
認定第5号 平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第6号 平成23年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定
認定第7号 平成23年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第8号 平成23年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第9号 平成23年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第10号 平成23年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定

議長(森下 直君) 日程第15、認定第1号、平成23年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第10号、平成23年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでは、関連する議題でありますので、以上10件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 認定第1号から第10号まで一括して説明させていただきます。

最初に、認定第1号についてご説明申し上げます。

歳入総額は142億8105万1208円、歳出総額は133億3954万6839円で、歳入歳出差引残額が9億4150万4369円となりました。

このうち翌年度へ繰り越すべき財源額が1億3448万2090円ありますので、実質収支は8億702万2279円の黒字となりました。

歳入については、町税の総額が38億4425万2000円で、歳入の26.9%を占めております。その主なものは、町民税7億5692万2000円、固定資産税26億6745万4000円でありました。

地方譲与税は2億1809万3000円、各種交付金は合計で3億3989万1000円でありました。地方交付税では、普通交付税が48億7748万3000円、特別交付税が3億4677万4000円でありました。

分担金及び負担金は、総額1億8812万5000円で、保育園保育料負担金3920万6000円、学校給食費負担金9311万8000円等でありました。

使用料及び手数料は、町営住宅使用料で総額2億4128万6000円となりました。

国庫支出金の総額は9億7581万8000円で、障害者自立支援給付費等負担金1億3451万円、子ども手当負担金2億3850万2000円、きめ細かな交付金8806万5000円、社会資本整備総合交付金1億2732万7000円、道整備交付金1億

5265万円などとなりました。

県支出金の総額は8億7870万1000円で、障害者自立支援給付費等負担金6725万5000円、東日本大震災求償費負担金5639万5000円、国民健康保険基盤安定負担金7881万5000円、電源立地地域対策交付金6274万9000円、福祉医療費補助金8115万1000円、中山間地域総合整備事業補助金5655万円、緊急雇用創出基金事業補助金7862万8000円などでありました。

町債の総額は16億4470万円で、内訳は合併特例事業債が6億6810万円、過疎対策事業債が2億5410万円、これ以外の一般公共事業債等投資的経費に充当した町債が1310万円、地方交付税で交付されるべきところの臨時財政対策債が7億940万円でありました。

歳出については、目的別にご説明申し上げます。

1款議会費は1億1961万1000円となり、議員報酬及び手当と職員の人件費等でありました。

2款総務費は、総額で19億1602万1000円となり、主な内訳は、総務管理費16億3664万7000円、徴税費1億9569万2000円、戸籍住民基本台帳費5107万1000円、選挙費3070万3000円等であります。総務管理費の主なものは、一般管理費5億9373万7000円、財政管理費3億8976万2000円、財産管理費7356万9000円、企画費4億9898万2000円でありました。

3款民生費では、総額で22億7816万3000円となりました。このうち社会福祉費は15億3408万5000円で、主な内訳は、社会福祉総務費1億4902万5000円、老人福祉費1億2031万5000円、福祉医療費1億6864万8000円、障害者福祉費3億5579万円、介護保険費3億3071万1000円、後期高齢者医療費3億4807万4000円でありました。また、児童福祉費は7億597万6000円であり、子ども手当や保育園・こども園及び児童館等にかかわる運営費でありました。

4款衛生費は、総額12億2929万8000円となりました。内訳は、保健衛生費が5億3915万4000円、清掃費が5億9009万9000円、水道費が1億4万4000円であります。

6款農林水産業費は、総額9億812万5000円であり、その内訳は、農業費が7億4647万8000円、林業費が1億6164万7000円でありました。

農業費の主なものは、農地費の利根沼田区域農用地総合整備事業負担金1億1058万6000円を初め、各種土地改良関係事業費でありました。

7款商工費は、総額3億9002万2000円となり、その内訳は、商工費9188万9000円、観光費2億9813万4000円でありました。

8款土木費では、総額19億3520万1000円となり、内訳は、道路橋梁費6億1360万円、都市計画費11億7012万3000円、住宅費1億2261万2000円等でありました。

道路橋梁費の主なものは、道路新設改良費の社会資本整備総合交付金事業8294万円、地域活力基盤創造交付金事業4089万4000円、また、除雪費の2億5711万

5000円などでありました。

都市計画費は、都市整備費の後閑地区まちづくり交付金事業2億5102万4000円、道整備交付金事業3億8199万8000円、公共下水道費の下水道事業特別会計への繰出金4億1700万円が主なものでありました。

住宅費は、1億2261万2000円で、町営住宅の住宅管理費であります。

9款消防費は、総額4億7663万3000円で、消防総務費3億4173万1000円、非常備消防費7702万6000円等でありました。消防総務費の主なものは、利根沼田広域消防費3億4133万4000円でありました。

10款教育費は、総額16億3192万7000円となり、その内訳は、教育総務費2億2432万3000円、小学校費1億291万4000円、中学校費1億8738万円、高等学校費4億4391万7000円、幼稚園費9880万9000円、社会教育費2億7462万7000円、保健体育費5840万6000円、給食センター費2億4155万円でありました。高等学校費は、利根沼田学校組合に対する普通交付税措置分4億4208万2000円が主なものであります。

11款災害復旧費は、8590万2000円で、農林水産業施設1963万5000円、土木施設6626万7000円の災害復旧費でありました。

12款公債費は、総額で23億4079万3000円となり、長期償還還元金は20億8139万3000円で、利子は2億5940万1000円でありました。

13款諸支出金は、総額で1172万2000円となりました。そのうち土地開発公社費が1171万8000円でした。

以上、一般会計についてご説明申し上げます。

次に、認定第2号についてご説明申し上げます。

歳入総額33億1593万9892円、歳出総額28億6317万3281円となり、歳入歳出差引残額は4億5276万6611円となりました。

歳入につきましては、1款国民健康保険税が歳入総額の23.7%、2款国庫支出金が2.4%、4款前期高齢者交付金が15.1%、6款共同事業交付金が10.4%、9款繰越金が13.7%、その他、県支出金、繰入金などとなっております。

歳出につきましては、大部分を2款の保険給付費が占めており、歳出総額の66.4%であります。3款の後期高齢者支援金等については12.5%、7款の共同事業拠出金が12.5%となっており、その他として介護納付金、保健事業費などとなっております。

平成23年度の決算は、前年度からの繰越金に加え、一般会計からの法定外繰入金及び国からの交付金の追加交付による収入増がありました。

一方、歳出総額につきましては、前年と比較いたしますと0.3%とわずかな伸びで、金額では836万円の微増となっておりますが、保険給付費においては6.7%、金額では1億1967万円増加いたしました。今決算においては4億5000万を超える黒字となりましたが、今年度に引き続き、次年度以降につきましてもさらなる財源等の精査を重ね、国保会計の安定運営を図る所存でございます。

次に、認定第3号についてご説明申し上げます。

歳入総額2億4614万4268円、歳出総額2億3164万6001円となり、歳入歳出差引残額は1449万8267円となりました。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料が歳入総額の57.3%を占め、続いて2款一般会計繰入金の34.9%などです。歳出につきましては、大部分が2款の後期高齢者医療広域連合納付金であり、歳出総額の95.2%を占め、その他は総務費と諸支出金、保健事業費です。

後期高齢者医療制度は、広域連合が運営主体となっており、町においては主に保険料の徴収や窓口業務を行っているところであります。

次に、認定第4号についてご説明申し上げます。

歳入総額19億1232万935円、歳出総額18億9310万2888円、歳入歳出差引残額は1921万8047円となりました。

歳入総額では、前年度と比較し2.6%の増加となりましたが、その主な理由は、歳出における給付費の増額に伴うそれぞれの法定負担金が増加したことによるものであります。同様に、歳出総額では5.1%の増加となりました。主な理由としては、2款保険給付費が対前年比3.6%、7款諸支出金が64.0%増加したことによるものであります。

要支援1以上の介護保険認定者数は、平成23年度末1349名で、うち第1号被保険者の認定者数は1317名であり、第1号被保険者数6855名を分母とした認定率は19.2%となりました。前年度と比較すると、認定者数では248名、認定率では3.6%ほど増加しております。

平成23年度は3年に一度の介護保険事業計画の見直し年であり、今回の第5期計画では、平成24年度から26年度までの介護サービス計画と第1号被保険者の保険料を決定させていただきました。保険料は、第4期計画と比較して基準額の年額ベースで7000円、率としては16.4%の増額改定となりました。引き続き、健全な制度運営を基本とし、真に必要な介護サービスの提供が図られるよう制度の拡充に努め、高齢者の皆さんが住みなれた地域で、いつまでも安全・安心で元気に暮らせるための施策を盛り込んだ計画策定に努めてまいります。

次に、認定第5号についてご説明申し上げます。

歳入総額9億8393万3526円、歳出総額9億3776万3728円で、歳入歳出差引残額は4616万9798円となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源額が276万6000円ありますので、実質収支額は4340万3798円となりました。

歳入の主なものは、2款使用料及び手数料2億2094万5000円は、下水道使用料であり、現年度分収納率は98.2%となっております。

3款国庫支出金2761万円及び4款県支出金677万4000円は、公共下水道工事と合併浄化槽設置の補助金であります。

6款繰入金4億1700万円は、一般会計からの繰入金で、7款繰入金5541万9000円は、前年度からの繰越金であります。

9款町債2億4960万円は、下水道事業債及び過疎対策事業債であります。

歳出の主なものは、1款総務費6472万6000円は、人件費及び一般管理費であります。

2款下水道事業費3億4964万円は、公共下水道費1億1431万2000円、特定環境保全公共下水道費4047万4000円、流域下水道1億7232万4000円等であります。

3款公債費5億2339万8000円は、下水道事業債の元利償還金であります。

下水道整備1.1ヘクタール、合併浄化槽への補助53基を実施し、汚水処理普及率が72.7%、対前年度比2ポイントの上昇となり、利根川源流地域の水質保全に貢献しているところであります。

次に、認定第6号についてご説明申し上げます。

本特別会計は、平成23年度末で廃止となり、平成24年3月末で打ち切り決算を行い、一般会計へ統合されました。

歳入総額、歳出総額はそれぞれ808万8763円となりました。

主な歳入は、4款繰入金の基金繰入金542万6000円、6款諸収入のテナントが支払う電気維持管理費の170万円であります。

歳出の主なものは、1款維持管理費の光熱水費等の需用費432万6000円、設備管理の保守委託料91万1000円、修繕のための工事請負費253万1000円であります。施設は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合からみなかみ町へ移管となっております。

次に、認定第7号についてご説明申し上げます。

本特別会計も平成23年度末で廃止となり、平成24年3月末で打ち切り決算を行い、一般会計へ統合されました。

歳入総額、歳出総額はそれぞれ1367万7213円となりました。

歳入の主なものは、1款事業収入のリフト、ロープ塔、貸スキーの使用料694万1000円、食堂、売店の売り上げ336万3000円、前年度繰越金147万5000円、一般会計繰入金187万8000円であります。

歳出の主なものは、1款事業費の賃金483万1000円、光熱水費等の需用費320万8000円、使用料及び賃借料の国有林借上料等の245万3000円であります。

活性化プロジェクト実行委員会との協働により、オリジナルイベントとして林辰男杯ジュニアスラローム大会、赤沢雪まつり、キッズファミリー誘客事業、ママさんスキー教室などを開催した結果、入り込み客数が7377人で、対前年度比170%となっております。

次に、認定第8号についてご説明申し上げます。

本特別会計も平成23年度末で廃止となり、平成24年3月末で打ち切り決算を行い、一般会計へ統合されました。

歳入総額、歳出総額はそれぞれ624万880円となりました。

歳入の主なものは、1款で使用料収入が345万円、2款で県補助金が65万円、3款で基金繰入金が190万9000円、4款で前年度繰越金が23万1000円となりま

した。

歳出の主なものは、1款総務費の一般管理費624万円で、バスの運行管理費であります。

今後も地域住民と観光客の交通の確保のため、安全に留意し運行してまいりたいと考えております。

認定第9号についてご説明申し上げます。

本特別会計も平成23年度末で廃止となり、平成24年3月末で打ち切り決算を行い、一般会計へ統合されました。

歳入総額、歳出総額はそれぞれ3558万1376円となりました。

歳入の主なものは、1款事業収入の温泉使用料2739万8000円、基金繰入金184万6000円、前年度繰越金511万5000円であります。

歳出の主なものは、1款事業費の温泉総務費の職員人件費745万4000円、温泉管理費の賃金185万6000円、光熱水費等の需用費638万3000円、工事請負費699万1000円、備品購入費549万3000円、猿ヶ京湯元泉協同組合負担金等552万1000円であります。

次に、認定第10号についてご説明申し上げます。

本会計は、上水道会計内に簡易水道会計を置く会計統合を平成23年4月1日に行い、新たな会計となりました。

給水戸数7867戸、給水人口2万1009人で、年間有収水量は322万8773トンとなりました。

収益的収支では、事業収益4億6336万4649円、事業費用4億3550万8984円となりました。消費税差引計算後、2500万1620円の当該年度純利益となり、3億6262万9169円が当年度末処理欠損金となりました。

資本的収支では、事業収入1億3381万9500円で、事業支出2億4218万6327円となり、不足額1億836万6827円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額280万9322円、過年度分損益勘定留保資金1億555万7505円で補てんいたしました。

主な事業は、赤谷地区飲料水供給施設設置工事により水道未普及地区の解消を行い、猿ヶ京簡易水道緊急連絡管工事、大穴配水管布設がえ工事、川上地区・オオサワダ地区の圧力解消工事を行い、安全な水道水の安定供給を図るための事業を実施したところです。

以上、認定第1号から認定第10号まで一括してご説明申し上げます。よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しました。

ここで、みなかみ町代表監査委員より決算審査の報告を求めます。

代表監査委員 渋谷正誼君。

（代表監査委員 渋谷正誼君登壇）

代表監査委員（渋谷正誼君） 会計監査委員の渋谷でございます。

監査委員を代表いたしまして、先般行われました平成23年度の町の会計決算、決算

審査意見書についてご報告申し上げます。

資料につきましては、ただいま認定第10号のその後ろについておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

平成23年度

決算審査意見書

利根郡みなかみ町

み監委発第 1 号

平成24年8月24日

みなかみ町長 岸 良 昌 様

みなかみ町監査委員 渋谷 正 誼

同 中 村 正

平成23年度みなかみ町各会計決算及び
各基金の運用状況の審査意見について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第2項の規定により審査に付された、平成23年度みなかみ町各会計決算及び証書類、その他政令で定める書類並びに同法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

記

◎審査の対象

- 1 平成23年度みなかみ町一般会計決算
- 2 平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計決算
- 3 平成23年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計決算
- 4 平成23年度みなかみ町介護保険特別会計決算
- 5 平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計決算
- 6 平成23年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計決算
- 7 平成23年度みなかみ町スキー場事業特別会計決算
- 8 平成23年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計決算
- 9 平成23年度みなかみ町温泉事業特別会計決算
- 10 平成23年度みなかみ町水道事業会計決算

◎審査の期間

平成24年7月26日から8月8日まで

◎審査補助者

総合政策課長 青木 寿 総合政策課財政グループ長 桑原孝治 総合政策課財政グループ 原澤 修
会計課長 永井泰一

第 1 一 般 会 計

I 総 説

平成23年度における一般会計の決算額は次のとおりである。

(単位：円)

区 分	22年度	23年度	比 較 増 減	
			増 減 額	増 減 率
歳 入	15,706,170,305	14,281,051,208	△1,425,119,097	△9.1%
歳 出	14,830,192,614	13,339,546,839	△1,490,645,775	△10.1%
差し引き残額	875,977,691	941,504,369	65,526,678	7.5%

歳入構成

(単位：円)

区 分	22年度		23年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
自主財源	4,991,500,280	31.8%	4,999,590,322	35.0%
依存財源	10,714,670,025	68.2%	9,281,460,886	65.0%
計	15,706,170,305		14,281,051,208	

1 財政収支の状況

平成23年度の歳入総額は14,281,051,208円で、予算額に対して98.98%、調定額に対しては92.47%である。

また、自主財源である町税は、3,844,252,017円であり、歳入に占める割合は26.92%で、119,489,048円の不納欠損額と1,000,244,092円の収入未済額がある。

歳出については、総額13,339,546,839円で、歳入歳出の差引額は、941,504,369円である。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源134,482,090円を差し引いた、実質収支額は、807,022,279円であり、450,000,000円が基金繰入の予定となっている。

2 財政運営の状況

歳入については、町税における収入未済額は、1,000,244,092円であり、調定額に対しての収納率は77.44%である。

税収入以外の収入未済額では、12款分担金及び負担金の1項1目農林水産業費分担金18,094,950円、2項2目民生費負担金において、1,348,500円、2項5目教育費負担金9,946,758円、13款使用料及び手数料では1項6目土木使用料

10,793,950円、1項7目教育使用料 80,300円、16款財産収入の1項1目財産貸付収入 18,980円、20款諸収入の4項1目雑入 2,120,015円である。

歳出については予算額 14,428,762,698円、支出済額 13,339,546,839円であるが、不用額 480,751,859円と翌年度繰越額 608,464,000円があり、予算の執行率は96.52%となっている。

3 基金の状況

基金は、それぞれ条例に基づく積立と運用利子、その他積立を行った。

なお、平成23年度決算により生じた余剰金のうち450,000,000円は、平成24年度に積み立てる予定である。

◎みなかみ町基金の状況

(単位：円)

基金名	前期末残高	決算年度中 増高(利子等)	決算年度中 取り崩し額	決算年度末 現在高
財政調整基金	2,746,186,775	351,431,691	0	3,097,618,466
減債基金	432,551,858	324,988	0	432,876,846
地域福祉基金	89,549,224	35,980	0	89,585,204
ふるさと農村活性化基金	19,531,545	7,833	0	19,539,378
教育環境整備基金	18,757,704	2,494	0	18,760,198
特殊車等維持購入基金	32,118,020	14,753	0	32,132,773
高鳥獣被害防止等整備基金	41,873,075	45,185	1,655,016	40,263,244
奥利根アモニティ維持管理基金	68,736,541	29,199	0	68,765,740
地場産業振興基金	10,000,000	10,004,010	0	20,004,010
教育基金	37,000,000	14,840	11,795,000	25,219,840
公共施設管理基金	0	360,000,000	0	360,000,000
スポーツ・健康まちづくり振興基金	0	50,000,000	0	50,000,000
国際化政策基金	0	30,000,000	0	30,000,000
有害鳥獣対策基金	0	100,000,000	0	100,000,000
みなかみ・水・「環境力」基金	2,238,498	352,380	0	2,590,878
合併振興基金	1,527,089,789	211,960,632	0	1,739,050,421
土地開発基金	10,484,537	4,108	0	10,488,645
奨学基金	20,000,000	3,402,500	3,402,500	20,000,000
種畜貸付譲渡基金	18,000,000	4,657,326	4,657,326	18,000,000
産種のまちづくり活動貸付基金	10,000,000	3,790,000	3,790,000	10,000,000
計	5,084,117,566	1,126,077,919	25,299,842	6,184,895,643

II 各 説 言

1 歳 入

歳入の個別審査にあたっては、次の諸点に留意した。

- (1) 地方自治法第231条に基づく適法な収入であるか否か。
- (2) 収入の実績と収入未済額の処理方法。
- (3) 地方税法第18条又は地方自治法第236条の規定による時効の関係。
- (4) 予算現額に対し、著しい増減の理由。

◎歳入の各款ごとの状況は、次のとおりである。

1 款 町 税

町税は、調定額 4,963,985,157円に対し収入済額は 3,844,252,017円であった。

これは、22年度に対して 76,714,587円の減額であり、1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、5項入湯税が前年度を下回った。町税の収入済額のうち固定資産税が69.39%、町民税が19.69%であった。

収納率の状況は次のとおりであるが、23年度は、77.44%にとどまった。経済情勢が厳しい中ではあるものの、徴収についてより一層の努力を望むものである。

◎収納率調

(単位：円)

年度 区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H22	4,975,697,829	3,920,966,604	35,973,319	1,018,757,906	78.80%
H23	4,963,985,157	3,844,252,017	119,489,048	1,000,244,092	77.44%
増 減	△11,712,672	△76,714,587	83,515,729	△18,513,814	△1.36

2款、3款、4款、5款、6款、7款、8款、9款、11款の状況は次表のとおりである。

(単位：円)

款	項	科 目	22年度収入済額	23年度収入済額
2		地方譲与税	220,463,156	218,093,268
	1	地方揮発油譲与税	64,886,000	60,659,000
	2	自動車重量譲与税	155,577,000	157,434,000
	3	地方道路譲与税	156	268
3	1	利子割交付金	7,130,000	4,402,000
4	1	配当割交付金	3,012,000	3,369,000
5	1	株式等譲渡所得割交付金	923,000	819,000
6	1	地方消費税交付金	214,482,000	209,228,000
7	1	ゴルフ場利用税交付金	27,130,005	22,570,380
8	1	自動車取得税交付金	60,393,000	47,843,000
9	1	地方特例交付金	49,530,000	46,848,000
11	1	交通安全対策特別交付金	5,033,000	4,812,000

10款 地方交付税

地方交付税 5,224,257,000円は、利根商業高等学校分として 442,082,000円が⁴含まれており、その状況は次表のとおりである。

(単位：円)

配分	年度区分	22年交付税額		23年交付税額	
		22年交付税額	構成比	23年交付税額	構成比
A	総 額	4,942,391,000	100.00	5,224,257,000	100.00
内	普通交付税	4,625,889,000	93.60	4,877,483,000	93.36
	特別交付税	316,502,000	6.40	346,774,000	6.64
B	利根商分	483,367,000	9.78	442,082,000	8.46
C	(A-B)差 引	4,459,024,000	90.22	4,782,175,000	91.54

12款 分担金及び負担金

分担金において 18,094,950円の未収金、負担金において 11,295,258円の未収金があり、分担金については、畜産基地建設事業分担金である。

負担金については、保育園保育料 1,348,500円、学校給食費負担金 9,946,758円であるが、未納の内容によっては制度維持の観点から法的措置を踏まえての徴収を望むものである。

1 3 款 使用料及び手数料

使用料において、町営住宅使用料 10,793,950円、スクールバス使用料 80,300円の未収金があり、分担金及び負担金と同様の措置を望むものである。

なお、1 4 款国庫支出金から 2 1 款町債までについては特記事項はなく、決算書のとおりである。

2 歳 出

歳出の個別の審査に当たっては、次の諸点に留意した。

- (1) 予算の目的に合致しない支出の有無。
- (2) 支出手続きの適正性。
- (3) 各種契約の適正性。
- (4) 委託費の有用性と積算単価の妥当性。

1 款 議 会 費

議会費の歳出総額は 119,610,968円であり、主なものは議員報酬・議員 手当・職員人件費である。

2 款 総 務 費

総務費の歳出総額は 1,916,021,496円である。

1 項総務管理費は 1,636,646,725円で、主なものは一般管理費 593,737,357円 財政管理費 389,762,152円 財産管理費 73,569,085円 企画費 498,981,683円 支所費 20,341,031円等となっており、2 項徴税費は 195,691,808円で、税務総務費 133,740,580円が主である。3 項戸籍住民基本台帳費は 51,070,558円であった。

行政改革については、みなかみ町職員の早期退職実施要綱による早期退職が引き続き推進されており 2 人の職員が早期退職に協力し、その他の退職者とあわせて 5 人が退職した結果、平成 2 4 年 4 月 1 日現在の職員総数は 2 8 5 人となった。

3 款 民 生 費

民生費の歳出総額は 2,278,162,958円である。

1 項社会福祉費は 1,534,085,257円で、主なものでは、社会福祉総務費 149,024,541円、老人福祉費 120,315,427円、福祉医療費 168,647,613円、障害者福祉費 355,790,309円、介護保険費 330,711,222円、後期高齢者医療費 348,073,571円となっている。

2 項児童福祉費は 705,976,265円となり、主なものでは、児童措置費 316,028,800円、保育園費 314,450,793円である。

3項災害救助費は 38,101,436円で、東日本大震災支援が主なものとなっている。
月夜野地区について、幼保施設の計画的な整備が必要と思われ、そのための可能性・方向性について具体的な検討が望まれる。

4款 衛生費

衛生費の歳出総額は 1,229,297,716円である。

1項保健衛生費は 539,154,299円で、主なものでは保健衛生総務費 89,357,696円、予防費 95,246,685円、国民健康保険費 215,179,983円、環境衛生費 118,396,325円である。

2項清掃費 590,099,417円は、清掃総務費 100,325,532円、塵芥処理費 78,362,424円、アメニティパーク管理費 411,411,461円である。

3項水道費は、水道事業会計への繰出金 100,044,000円である。

アメニティパークについては、施設の老朽化が進んでいることから、近い将来に想定される事態に備えて、今後も町の単独処理とするのか、あるいは広域処理とすることが望ましいのか等を中心としてあらゆる可能性を研究する必要があり、早急に具体的な検討の開始が望まれる。

5款 労働費

労働費の歳出総額は 16,127,950円で、貸付金の勤労者生活資金預託金 16,000,000円が主なものである。

6款 農林水産業費

農林水産業費の歳出総額は 908,124,854円である。

1項農業費は 746,477,968円で、主なものは、農業委員会費 34,626,364円、農業総務費 106,377,401円、農業振興費 112,980,722円、畜産業費 25,661,722円、農地費 424,833,926円、地籍調査費 31,450,956円である。

2項林業費は 161,646,888円で、林業振興費 151,589,652円が主なものである。

鳥獣被害が農業に対する不安の要因となっており、侵入防止柵の設置や野猿パトロール等が実施された。安心して農業を続けていくためにはより一層積極的な施策の取り組みが求められるところであり、平成23年度には有害鳥獣対策基金が設置されており、今後の事業展開に期待したい。

7款 商工費

商工費の歳出総額は 390,022,275円である。

1項商工費は 91,888,530円で、商工総務費 22,201,907円、商工振興費

69,686,623円である。

2項観光費は298,133,745円で、観光総務費130,440,980円、観光振興費76,107,191円、観光施設費91,585,574円である。

観光施設等の維持管理においては、老朽化の進む中、特に安全面において的確な判断に基づく対応が望まれる。

「デスティネーションキャンペーン」の実施により一定の成果が得られたが、一過性のものとならないよう、今後も「ググっとぐんま観光キャンペーン」などを活用し、町の魅力の更なる発掘やPRの手法など、関係団体等との連携を密にしながら、より一層の増客が望めるような事業を展開されたい。

8款 土 木 費

土木費の歳出総額は1,935,200,719円である。

1項土木管理費は28,739,088円であり、2項道路橋梁費は613,600,040円で、主に道路新設改良費178,383,541円、除雪費257,114,972円である。

3項河川費126,404円は、河川維持費である。

4項都市計画費は1,170,123,264円で、主なものでは都市計画総務費80,325,141円、都市整備費653,194,272円、公共下水道費417,000,000円である。

5項住宅費122,611,923円は、町営住宅管理費である。

後閑地区まちづくり交付金事業である徒渉橋工事において、事故繰越分94,903,200円が、平成23年度において48,720,000円増額し、約1.5倍の決算額となったことについて、契約書及び設計書等の工事関係書類を重点的に審査を行った。

橋脚の基礎工事を全周回転工法（オールケーシング）で開始したが、ボーリング調査等の結果に反し、硬岩の転石により工事が難航した。補助事業であるため工期も制限があり、工期の短縮を図る必要から、マルチドライバー杭打ち機を追加する工法変更を行った。この工期短縮に係る機械の追加分が増額分であることを工事関係書類の審査において確認を行った。ボーリング調査等の結果における、現状把握が十分ではなかったことが増額の要因ではあったものの、追加された工事額は本来であれば当初から必要とされた工法・費用であって、平成22年12月に発生した豪雨によるための費用の増高や、掘削機の水没に係る補てん経費ではない。補助金にかかる工事については制約があるものの今後、ボーリング調査等について、十分な調査及び研究を望むものである。

9款 消 防 費

消防費の歳出総額は476,633,041円で、主なものは利根沼田広域消防費341,333,990円である。

災害情報の提供方法について、計画的な整備が望まれる。

10款 教育費

教育費の歳出総額は1,631,927,185円である。

1項教育総務費224,322,841円は、主に事務局費223,162,127円である。

2項小学校費102,914,486円は、小学校総務費33,245,768円と小学校費69,668,718円であり、3項中学校費187,379,886円は、中学校総務費146,933,149円と中学校費40,446,737円である。また、4項高等学校費443,917,400円は、利根商交付税分負担金442,082,000円が主なものであり、5項幼稚園費は98,809,086円である。

6項社会教育費の274,627,279円は、社会教育総務費77,101,130円、公民館費45,233,658円、カルチャーセンター費42,316,489円、文化財保護費99,684,600円等であり、7項保健体育費は58,406,399円、8項給食センター費は241,549,808円である。

教育施設については、現在の少子化の状況を見据え、より計画的な統合・整備が必要と思われる。

また、体育施設については、老朽化施設が多いので、統廃合も含め計画的な整備と検討が望まれる。

11款 災害復旧費

災害復旧費の歳出総額は、85,901,914円で、農林水産業施設災害復旧費19,634,930円、土木施設災害復旧費66,266,984円である。

12款 公債費

公債費の歳出総額は、2,340,793,397円で、償還元金2,081,392,523円、償還利子259,400,874円である。

13款 諸支出金

諸支出金の歳出総額は、11,722,366円であり、土地開発公社費11,718,258円が主なものである。

第 2 特 別 会 計

I 総 説

平成23年度における各特別会計収支の状況は、次のとおりである。

◎特別会計歳入・歳出決算額 (単位：円)

会 計 名	歳 入	歳 出	差 引 額
国民健康保険	3,315,939,892	2,863,173,231	452,766,611
後期高齢者医療	246,144,268	231,646,001	14,498,267
介護保険	1,912,320,935	1,893,102,888	19,218,047
下水道事業	933,933,526	937,763,728	46,169,798
利根沼田広域観光センター	8,088,763	8,088,763	0
スキー場事業	13,677,213	13,677,213	0
自家用有償バス事業	6,240,880	6,240,880	0
温泉事業	35,581,376	35,581,376	0
合 計	6,521,926,853	5,989,274,130	532,652,723

平成23年度みなかみ町各特別会計の歳入総額 6,521,926,853円に対し、歳出総額は 5,989,274,130円で、歳入歳出差引残額 532,652,723円となり、国民健康保険特別会計の決算剰余金処分積立金 80,000,000円を差し引いた 452,652,723円を翌年度に繰越すものである。

◎一般会計からの繰入金の状況 (単位：円)

会 計 名	本年度繰入金
国民健康保険	187,500,000
後期高齢者医療	85,956,040
介護保険	260,995,000
下水道事業	417,000,000
利根沼田広域観光センター	200,620
スキー場事業	1,877,702
合 計	953,529,362

◎歳入関係執行状況

(単位：%)

会計名	調定額/予算額	収入済額/調定額	備考
国民健康保険	120.50	92.99	
後期高齢者医療	106.96	98.59	
介護保険	99.22	99.35	
下水道事業	100.78	97.27	
利根沼田広域観光センター	114.11	76.94	
スキー場事業	88.96	100.00	
自家用有償バス事業	94.56	100.00	
温泉事業	128.05	62.50	

◎歳出関係執行状況

(単位：%)

会計名	支出済額/予算額	不用額/予算額	備考
国民健康保険	96.75	3.25	
後期高齢者医療	99.24	0.76	
介護保険	97.59	2.41	
下水道事業	93.43	4.89	
利根沼田広域観光センター	87.80	12.20	
スキー場事業	88.96	11.04	
自家用有償バス事業	94.56	5.44	
温泉事業	80.02	19.98	

◎滞納繰越未収金残高の内訳

(単位：円)

科目	平成22年度未収金額	平成23年度未収金額
国民健康保険税	225,852,818	237,954,308
後期高齢者医療保険料	5,228,700	2,179,300
介護保険料	10,560,300	12,066,972
簡易水道使用料	47,629,410	0
下水道使用料等	27,601,727	25,875,458
観光センター使用料等	1,220,630	2,423,777
温泉使用料等	18,414,700	21,352,900
合計	336,508,285	301,852,715

II 各会計状況

1 国民健康保険特別会計

歳入における主なものは、1 款国民健康保険税の調定額 1,035,540,718円に対する収入済額 785,527,501円で、75.86%の収納率であった。また、不納欠損額は 12,058,909円となった。

次に、2 款国庫支出金 795,013,300円、3 款療養給付費交付金 94,502,798円、4 款前期高齢者交付金 499,766,989円、5 款県支出金 146,534,323円、6 款共同事業交付金 345,924,310円、8 款繰入金 187,500,000円、9 款繰越金 452,757,819円で、歳入総額は 3,315,939,892円である。

歳出における主なものは、2 款保険給付費 1,901,434,082円、3 款後期高齢者支援金等 358,605,072円、6 款介護納付金 174,934,840円、7 款共同事業拠出金 358,838,719円で、歳出総額は 2,863,173,281円であり、歳入歳出差引残額は 452,766,611円である。

公平性等の観点から、収納対策により収納率の向上と税収の確保に、引き続き努めることが望まれる。

2 後期高齢者医療特別会計

歳入における主なものは、1 款後期高齢者医療保険料 140,933,700円、2 款繰入金 85,956,040円で、歳入総額は 246,144,268円である。

歳出における主なものは、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 220,640,420円で歳出総額 231,646,001円の95.25%を占めている。

3 介護保険特別会計

歳入における主なものは、1 款保険料の272,007,228円で、調定額 284,494,500円に対する収納率は 95.61%である。

次に4 款国庫支出金 463,738,350円、5 款支払基金交付金 535,104,000円、6 款県支出金 272,802,928円、9 款繰入金 305,898,000円、10 款繰越金 62,360,260円で、歳入総額は 1,912,320,935円である。

歳出における主なものは、1 款総務費 30,207,835円、2 款保険給付費 1,782,705,856円、3 款地域支援事業費 20,188,748円、5 款基金積立金 30,545,098円、7 款諸支出金 27,760,351円であり、歳出総額は 1,893,102,888円、歳入歳出差引残額は 19,218,047円である。

保険料の徴収については制度の健全な運営を行うためにも、より一層の収納率向上を望むものである。

4 下水道事業特別会計

歳入総額は 983,933,526円で主なものは、2 款使用料及び手数料 220,944,889円、3 款国庫支出金 27,610,000円、6 款繰入金 417,000,000円、7 款繰越金 55,418,847円、9 款町債 249,600,000円である。

収入未済額については、下水道使用料で 25,305,928円、受益者負担金で 569,530円があり、適切な徴収を実施されたい。

歳出総額は 937,763,728円で主なものは、2 款下水道事業費 349,639,687円、3 款公債費 523,398,055円で、歳入歳出差引残額は 46,169,798円である。

町財政の圧迫要因とならないよう、効率性を重視した特段の対応が望まれる。

5 利根沼田広域観光センター特別会計

歳入総額は 8,088,763円で、その主なものは1 款使用料及び手数料 137,160円、4 款繰入金 5,626,419円、5 款繰越金 621,241円、6 款諸収入 1,700,440円である。

歳出総額は 8,088,763円で、維持管理費であり、歳入歳出差引残額は 0円となっている。これは、一般会計への統合のため、特別会計廃止に伴う打ち切り決算を行った結果である。

6 スキー場事業特別会計

歳入総額は 13,677,213円で、主なものは1 款事業収入 10,303,540円、3 款繰越金 1,475,187円、6 款繰入金 1,877,702円である。

歳出総額は 13,677,213円で、スキー場事業費が主なものであり、歳入歳出差引残額は 0円である。これも、一般会計への統合のため、特別会計廃止に伴う打ち切り決算を行った結果である。

7 自家用有償バス事業特別会計

歳入総額は 6,240,880円で、主なものは1 款使用料及び手数料 3,449,576円、3 款繰入金 1,908,714円である。

歳出総額は 6,240,880円で、総務管理費であり、歳入歳出差引残額は 0円となっている。これも、打ち切り決算を行った結果である。

8 温泉事業特別会計

歳入総額は 35,581,376円で、主なものは1 款事業収入 28,578,600円、4 款繰越金 5,115,275円である。

歳出総額は 35,581,376円で、主なものは温泉事業費であり、歳入歳出差引残額は 0円となっている。これも、打ち切り決算を行った結果である。

第3 企業会計

1 水道事業会計

平成23年4月1日に、簡易水道事業が統合された。

(1) 収益的収入及び支出

- ① 上水道事業収益の営業収益 247,266,651円から仮受消費税 11,632,831円を除いた額と、簡易水道事業収益の営業収益 165,073,277円から仮受消費税 7,754,459円を除いた額の合計は、損益計算書の営業収益 392,952,638円となった。営業収益の98.59%を、給水収益が占めている。
- ② 営業外収益の主なものは、他会計補助金である。
- ③ 上水道事業費用の営業費用 177,215,868円から仮払消費税 2,316,816円を除いた額と、簡易水道事業費用の営業費用 191,036,463円から仮払消費税 1,920,308円を除いた額の合計は、損益計算書の営業費用 364,015,207円となった。営業費用の主なものは、減価償却費 170,114,354円、総係費 113,664,549円である。
- ④ 営業外費用の主なものは、支払利息及び企業債取扱諸費となっている。
- ⑤ 損益計算書において、当年度純利益 25,001,620円となり、当年度未処理欠損金は 362,629,169円となった。

(2) 資本的収入及び支出

- ① 上水道事業資本的収入 11,705,000円は補助金であり、簡易水道事業資本的収入 122,114,500円の主なものは、企業債 75,900,000円、国県補助金 6,308,000円、補助金 38,195,000円となっている。
- ② 上水道事業資本的支出の建設改良費 2,720,460円から仮払消費税 89,600円を除いた額と、簡易水道事業資本的支出の建設改良費 94,030,798円から仮払消費税 4,486,317円を除いた額の合計は、貸借対照表の有形固定資産の構築物、機械及び装置、車両運搬具に計上されている。
- ③ 上水道事業資本的支出の企業債償還金 70,073,701円と、簡易水道事業資本的支出の企業債償還金 75,361,368円は、貸借対照表の借入資本金の企業債の減少項目である。

(3) 事業運営

- ① 未収金 123,463,395円のうち、平成24年3月末現在の水道料金収入未済額は、123,379,395円であり、5月末現在では 66,127,073円となっている。

この未収金は累積額であり、適正な処理が強く望まれる。

- ② 経営成績については、営業収益営業利益率（営業収益に対する営業利益の割合であり、この比率が高いほど効率の良い営業がされている。）が7.36%（前年33.74%）となった。大幅な減少は、簡易水道事業が統合されたことが要因であるが、尚一層の事業の効率化が望まれる。

営業資本回転率（営業資本に対する営業収益の割合であり、期間中に営業資本の何倍の営業収益があったかを示すもので、この数値が高いほど経営資本の収益性が高いとされている。）は0.102回（前年0.124回）となった。

また、経営資本営業利益率（経営活動のための投下資本がどれだけ利益を上げたかを示すもので、この数値が高いほど収益性が良好とされている。）は0.75%（前年4.20%）になった。

営業資本回転率及び経営資本営業利益率の減少も、簡易水道事業が統合されたことが要因である。

第4 審査結果の総括意見

平成23年度の決算審査は、総合計画に沿った町づくり施策や合併に伴う諸課題を中心に審査した。

今後、克服すべき課題の一助として捉えていただければ幸いである。

- 1 歳入では、町税・公共料金の滞納・収入未済額の処理に町当局の総力を挙げた対処により、今後の方向性が示されつつあるものの、町税・公共料金は、町を支える礎であり、その滞納・収入未済額を許すことは、地域住民に不公平感を募らせる結果となる。大型法人の倒産等による滞納繰越分の収納の困難性はさりながら、滞納となって日の浅い現年度分の徴収に引き続き力を入れ、滞納繰越額を増やさない対応を今後も重要課題として取り組まれない。

町当局としては、毅然とした厳しい対処により住民間の公平と財源の確保に努めることが、今後厳しさを増すと予想される財政運営の上からも強く望まれる。

町税・公共料金滞納・収入未済額合計表

(単位：円)

項 目	23.3.31 現在	24.3.31 現在	増 減
町 税	1,018,757,906	1,000,244,092	△18,513,814
保 育 料	882,000	1,348,500	466,500
給 食 費	10,535,066	9,946,758	△588,308
町営住宅使用料	13,946,540	10,793,950	△3,152,590
国民健康保険税	225,852,818	237,954,308	12,101,490
後期高齢者医療保険料	5,228,700	2,179,300	△3,049,400
介 護 保 険 料	10,560,300	12,066,972	1,506,672
簡易水道使用料	47,629,410	0	△47,629,410
下水道使用料	26,577,517	25,305,928	△1,271,589
下水道受益者負担金	1,024,210	569,530	△454,680
温泉使用料	15,716,160	18,776,920	3,060,760
温泉分担金及負担金	1,788,000	1,692,000	△96,000
温泉管理料	910,540	883,980	△26,560
水道料金	73,608,082	123,379,395	49,771,313
合 計	1,453,017,249	1,445,141,633	△7,875,616

- 2 歳出では、健全財政に向けた配慮・努力を第一義とし、鋭意努力されていることが認められる。さらに、予算の執行に当たっては、支出を極力抑えるなど効率化を徹底した努力も評価される。

しかしながら、地方交付税の合併算定替による増額分の約11億円が、平成28年度から32年度まで段階的に減少し、33年度以降増額分が0円となる。このことを想定し、個別の事務事業の必要性・重要性について更なる検討を進め、今後も経費の節減に努められたい。

- 3 施設等の統廃合及び町有財産の管理について

旧三町村でそれぞれに保有していた各種公共施設等について、「みなかみ町公共施設の統廃合等検討委員会」で示された意見に真摯に対処し、実施できる事項から実行していくとともに、不要資産の処分等、全体的な見直しについて積極的な対応を望むところである。また、賃貸借されている固定資産についても、その必要性の再検討と賃貸借価額の適正について常に見直しを行うことが望まれる。

- 4 第3セクター等関係団体について

民営事業に対する行政の介入は、今後強く求められる行政サービスのあるべき姿や財政運営のスリム化に逆行するものであることを念頭に、これまで補助金・委託契約の全面的な見直しを進めてきたが、引き続き取り組んでいく必要がある。

- 5 業務の効率化等について

平成24年4月1日現在の職員総数は285人で、平成16年4月1日の職員数407人に対して122人減少した。行財政改革行動指針では、平成27年度当初までに職員総数を240人以下にまで削減する方針が示されており、職員数の漸減に対応した組織機構の改革や業務の効率化が必要不可欠となっている。

職員数の減少に対応するため、行政と町民の役割分担の見直しや事務事業の取捨選択が必要となり、その手段として行政評価制度と人事評価制度を導入している。

これらの制度を効果的に機能させ、想定される職員数240名体勢に向けて、町民感情・町の特性を考慮しながら住民サービスのあり方や、効率的な行政運営等をどう齊合させていくかについて、更なる啓発と研鑽に努められたい。

- 6 企業との協働によるまちづくりについて

連携協定については、平成20年度に東京藝術大学と締結しており、平成23年度においては、株式会社デサントと「スポーツタウンプロジェクト」また、株式会社ドールと「ビューティー&ヘルスタウンプロジェクト」が締結された。

平成23年12月に議会において「みなかみ町スポーツ・健康まちづくり宣言」が議決され、24年3月には、株式会社ドールとの連携による「ドールランドみなかみ」が開設された。

企業との連携事業は、住民に新たな刺激剤となったと同時に、まちづくりに対する町行政の姿勢を強く感ずるもので、今後の事業展開を大いに期待すると共に、まちづくりの新たな道筋が開けたことから、地域の人たちとの連携をはじめとする手法の確立と活性化を期待するものである。

以上、要望事項を含め意見を記したところであるが、みなかみ町の将来に向けて対応を望むものである。

平成23年度決算について、出納関係帳票及び証書類を照合しその内容を試査の方法により審査した結果、一般会計・特別会計・企業会計を通じ会計処理は適法適正であると認めたので報告する。

平成23年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成23年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	—	13.37(%)	
② 連結実質赤字比率	—	18.37(%)	
③ 実質公債費比率	14.8(%)	25.0(%)	
④ 将来負担比率	56.3(%)	350.0(%)	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成23年度の実質収支は黒字であり、問題ない。

② 連結実質赤字比率について

平成23年度の連結実質収支は黒字であり、問題ない。

③ 実質公債費比率について

平成23年度の実質公債費比率は14.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④ 将来負担比率について

平成23年度の将来負担比率は56.3%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

実質公債費比率については、平成23年度決算において14.8%となり、地方債の許可基準である18%を下回ったため特になし。

平成23年度 経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成23年度	経営健全化基準	備考
① 資金不足比率	—	20.0 (%)	

代表監査委員（渋谷正誼君） 以上、一般会計の決算審査意見等についてご報告したわけでありませぬけれども、町の財政というものは、着実に改善されているという状況が目にとれるわけでありませぬ。これもひとえに皆様方の本当に町をよくしたいというご熱意とご努力によるものというふうには思っているところでありませぬ。今後ともさらにご協力いただき、あるいはそういったことにご努力いただきたいということを念頭に置きながら、心から感謝申し上げて、ご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（森下 直君） 以上で決算審査の報告を終わります。大変ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。質疑はひとつ簡単にお願ひしたいと思ひませぬ。

まず、認定第1号、平成23年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませぬか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませぬので、これにて認定第1号の質疑を終結いたします。

続きまして、認定第2号、平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑はありませぬか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませぬので、これにて認定第2号の質疑を終結いたします。

次に、認定第3号、平成23年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑はありませぬか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませぬので、これにて認定第3号の質疑を終結いたします。

次に、認定第4号、平成23年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑はありませぬか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませぬので、これにて認定第4号の質疑を終結いたします。

次に、認定第5号、平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑はありませぬか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませぬので、これにて認定第5号の質疑を終結いたします。

次に、認定第6号、平成23年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませぬか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませぬので、これにて認定第6号の質疑を終結いたします。

次に、認定第7号、平成23年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませぬか。

（「なし」の声あり）

議長（森下 直君） ありませぬので、これにて認定第7号の質疑を終結いたします。

次に、認定第8号、平成23年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑はありませぬか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて認定第8号の質疑を終結いたします。

次に、認定第9号、平成23年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて認定第9号の質疑を終結いたします。

次に、認定第10号、平成23年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森下 直君) ありませんので、これにて認定第10号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第1号、平成23年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第10号、平成23年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員会議案付託表のとおり所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号、平成23年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第10号、平成23年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員会議案付託表のとおり所管の委員会に付託することに決定いたしました。

日程第16 議案第81号 平成24年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)

議案第82号 平成24年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第83号 平成24年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第84号 平成24年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)

議長(森下 直君) 日程第16、議案第81号、平成24年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)についてから、議案第84号、平成24年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでは、関連する議題でありますので、以上4件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第81号から議案第84号まで一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第81号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2318万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億5573万7000円とするものであります。

歳出補正の主なものですが、2款総務費では、1項総務管理費2億1059万円の増額は、公共施設管理基金積立金2億円、まちづくり協議会支援交付金300万円及び地場産業振興対策事業補助金200万円等であります。

3款民生費では、1項社会福祉費1220万1000円の増額は、地域支え合い体制づくり事業補助金1000万円が主なものであります。2項児童福祉費520万5000円の増額は、子育て世帯住宅新築費補助金300万円及び月夜野地区こども園開設準備事業300万円等であります。

4款衛生費では、1項保健衛生費216万8000円の増額は、旧衛生センター管理事業が主なものであります。

6款農林水産業費は、1項農業費1億1251万8000円の増額は、大峰牧場管理運営事業4700万円、小規模土地改良事業2762万6000円及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業1680万円が主なものです。2項林業費549万4000円の増額は、森林整備促進事業310万2000円が主なものです。

7款商工費では、1項商工費1369万7000円の増額は、住宅新築改修補助金1000万円等であります。2項観光費6685万円の増額は、国際観光振興事業1409万3000円、スキー場アクセスサポート事業1426万4000円及びたくみの里施設管理事業2520万円が主なものであります。

8款土木費では、2項道路橋梁費2510万7000円の増額は、道路維持管理事業1780万円及び消融雪施設維持管理事業695万5000円が主なものです。4項都市計画費2719万7000円の増額は、湯檜曾公園土地購入費であります。5項住宅費1030万円の減額の主なものは、高日向団地A・B棟解体工事を補助対象として、特定財源を確保するために翌年度に施行しようとするものであります。

9款消防費では、1項消防費1633万円の増額は、消防団詰所整備事業1360万円が主なものです。

10款教育費では、6項社会教育費2680万円の増額は、集会施設整備事業であります。

11款災害復旧費では、1項農林水産業施設災害復旧費440万円及び2項土木施設災害復旧費1200万円の増額は、7月27日深夜から28日の未明にかけての豪雨により、被災した箇所の復旧費であります。

13款諸支出金では、2項土地開発公社費1億9058万6000円の増額は、土地購入費2058万6000円及び管理事務費補助金1億7000万円であります。

一方、財源となる歳入補正ですが、主な内訳は、地方交付税2億5905万5000円の増額は、普通交付税であります。

分担金及び負担金1861万円の増額は、集会施設整備事業分担金1564万円が主なものであります。

県支出金6659万7000円の増額は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金1344万円及び緊急雇用創出基金事業補助金1596万円が主なものです。

繰越金2億5702万2000円につきましては、平成23年度決算の確定に伴う繰

越金です。

町債1億2250万円の増額は、過疎対策事業債3640万円及び臨時財政対策債7900万円が主なものであります。

以上が一般会計の補正内容でございます。

次に、議案第82号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5001万2000円とするものであります。

歳出補正につきましては、1款総務費44万1000円の増額は、介護保険法改正に伴うシステム改修費であります。

5款基金積立金916万9000円の増額及び7款諸支出金16万6000円の減額は、平成23年度決算額の確定に伴う増減であります。

8款予備費743万2000円の減額は、繰越金の減額に伴うものです。

財源となる歳入補正につきましては、1款保険料511万1000円の増額は、町民税の確定により第1号被保険者の保険料を改定したことによるものであります。

4款国庫支出金93万3000円及び5款支払基金交付金405万2000円の増額、繰越金852万5000円の減額は、平成23年度決算額の確定に伴う増減であります。

以上が介護保険特別会計の補正内容でございます。

次に、議案第83号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3090万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2090万円とするものであります。

歳出補正の主なものは、2款下水道事業費、1項公共下水道費2150万円は、下水道台帳更新業務委託料及び施設修繕費等維持管理費の増額によるものです。2項特定環境保全公共下水道費850万円は、電気料の値上げに伴う光熱水費、湯宿終末処理場発生活泥処理費及び施設修繕料の増額によるものであります。

財源となる歳入補正につきましては、6款繰越金3090万円の増額は、平成23年度決算額の確定に伴うものであります。

以上が下水道事業特別会計の補正内容でございます。

次に、議案第84号についてご説明申し上げます。

資本的支出の1款上水道事業支出を300万円、2款簡易水道事業支出を200万増額し、支出総額を4億3189万5000円とするものであります。

上水道事業支出では、機械及び装置購入費300万円の増額は、豪雪地区対応無線検針用量水器を購入するものであります。また、簡易水道事業支出の工事請負費200万円の増額は、道路改修工事に合わせて、石綿管布設がえ工事を行うものであります。

以上が水道事業会計の補正内容でございます。

議案第81号から第84号まで一括してご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森下 直君） 町長の提案理由の説明が終了しました。

お諮りいたします。

議案第81号から議案第84号の質疑以降については、後日の本会議において審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森下 直君) 異議なしと認めます。

よって、議案第81号、平成24年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)についてから、議案第84号、平成24年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定しました。

議長(森下 直君) ここで、暫時休憩といたします。再開を1時5分といたします。

(11時55分 休憩)

(13時05分 再開)

議長(森下 直君) それでは、開会いたします。

日程第17 一般質問

通告順序1 5番 阿部 賢一 1. いじめの現状と対策について

議長(森下 直君) 日程第17、一般質問を行います。

一般質問については、4名の議員より通告がありました。

本日は、1名の議員の質問を許可いたします。

5番阿部賢一君の質問を許可いたします。

5番阿部賢一君。

(5番 阿部賢一君質問席)

5番(阿部賢一君) 森下議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

一般質問に入る前に、先月の8月4日から中学生海外派遣事業ということで、牧野教育長におかれましては、その団長としてタイ王国のほうを訪問されました。大変お疲れさまでした。我々議会からも8名がその検証、そしてタイ王国の視察ということで出張させていただきましたけれども、現地で中学生の報告を耳にする限りでは、将来、社会貢献したいと、世界平和につながる仕事をしたいというような、いい意味での刺激を受けたのではないかというふうに考えました。ぜひともこの事業をこれからもひとつよろしく願い申し上げます。

それでは、いじめの現状と対策について一般質問をさせていただきます。

滋賀県大津市の事件は、新聞そしてテレビで報道のとおりであります。8月15日には、大津市の教育長が襲われるという暴力まで発生した最悪の事態に進展をしたことは、皆さんご承知のことと思います。そして、学校、教育委員会だけではやはりその対応がも

う限界なのかなということ警察への被害届の提出等、これは全国的にこの動きが広がり、警察当局におきましても、その受理を積極的に行うというような姿勢が報道されつつあります。

いじめる側もいじめられる側も将来ある、未来ある子供たちであり、この町を背負い、そしてこの日本を背負っていく子供たちであるわけであります。いつの時代もいじめというものは存在していると思いますけれども、やはりこういう今の社会、子供たちの置かれている環境というものを我々大人は深刻に受けとめるべきだと思います。私たちが育った時代と今の時代というのでは、インターネットだったり携帯電話だったりということで、取り巻く環境も大変異なることは事実でありますけれども、やはりそれぞれ生きているのは心を持った人間でありますので、やはり私たち大人が責任を持って、このいじめの解決に取り組まなければならないというふうに思います。

そこで、昨年9月に高橋市郎議員がいじめと不登校についての一般質問をされております。22年度については、認知件数が17件というお話を聞いておりますが、本町において本年度、それ以降の状況、そしてまたそれに値する事案の詳細な説明がありましたら、教育長から答弁をお願いしたいと思います。

まずは、ここまでで1回切らせてもらいます。

議長(森下 直君) 教育長。

(教育長 牧野堯彦君登壇)

教育長(牧野堯彦君) それでは、阿部議員のご質問にお答えしたいと思います。

その前に、8月24日に利根沼田地区少年主張の大会がございました。例年この夏休みの後ないし今年から夏休み中に行われるようになったんですが、利根沼田の各中学校の代表が1人ずつ自分たちの考えを発表するわけですが、毎年参加する中で、このいじめの問題が子供たちの体験発表に必ず出てきているというのが実態でございます。ことしも1名おりました。その苦しさとそれを乗り越えてくる体験を発表するという形のものが多いんですが、本町から出ている代表の選手には、いじめの話はほとんど話題として出てきておりません。その中で、ことし発表された水上中学校の女の子は、自分の体の特性というものを意識して、これは私の個性なんだというふうなことで、これを生かした生き方をしていきたいというふうな主張をしておりました。生まれたときから小さくて、からかわれたような時代もあったんだと思いますが、今はしっかりと先を見つめて、将来は看護の仕事に入っていきたいという主張を述べておりました。

このように強く述べられる子供もいるわけですが、ただ、この中学生の時代は非常に難しい時代でございます。人の本によりますと、一番自分と他人の違いに目覚めるときであると。さらに、特に仲間をつくる時代でもあり同時に、自分に合わない人や異質の者を排除する傾向にあるというふうな、こういう特性を持っていると。こういう経験をした後、やがて自分に目覚めて、高等学校で初めて自分を知った中で友達等を確保していくと、こういうふうな歩みをする者が多いというふうなことが書かれている書物がございました。

したがって、この時期は非常に揺れる時期でございます。その揺れ方が時に人

を排除するという傾向が出やすいということになりますと、いつでも、どこの学校にでもいじめは起こり得るというふうなことを考えていなくてはならないというふうに、まず考えられるわけであります。

それを前提としてお話をさせていただきますが、先ほど議員のほうからお話がありましたように、高橋市郎議員さんの質問に答える中で今、これから答えようとするものが重なる部分が多々あると思いますが、ご容赦願いたいというふうに思います。

まず、いじめとは何ぞやということですが、文部科学省では、もう一度申しますけれども、「当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことによって精神的な苦痛を感じているもの」、これをいじめというふうに現在、定義しております。場所は問わないと。また、ここが非常に難しいところでございます、この行為がいじめに当たるか否かの判断をいじめられた児童・生徒の立場に立つて行うことというふうになっております。

例えばいじめの調査をするときに、相手がぶつかってきたと、意図的でなくぶつかってきた、ちょっと肩が当たったと。これをたまたま嫌なやつだったので、いじめだというふうに感じれば、もういじめなんだというふうな解釈をしなくてはならないこともあるというふうなケースがよく出ているようでございます。相手はそんな気がないのに、本人はそのように受けとめているというふうな、ちょっとした行為の中にいじめだ、いじめだというふうな傾向が非常に多いというふうな話も聞いております。

そういう中で、現在のいじめの件数の件でございますが、先ほど来、議員さんおっしゃいましたように、文部科学省が毎年実施している児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査、これが公式的な形で出てまいります、平成22年度の全国の小・中学校におけるいじめの認知件数は、約6万8000件であります。それ以前は20年度が7万8000、21年度が6万7000というふうな件数でありまして、全国的にままだ横ばい、さらにやや上向きといえますが、そういう傾向にあります。ただ、平成23年度分については、ことしの8月に発表されるわけございましたけれども、この大津の事件があってから文科省は控えておるようでございます。まだ未発表ということでございます。全国の統計は出ておりません。

ちなみに群馬県でございますが、まず群馬県としましては、23年度いじめの被害人数は1940人です。単位が「人」になっています。これは調査の仕方が違う資料を使っております。毎月各学校から上がる報告をまとめたものです。それから、平成22年度が3257人でしたので、群馬県においては著しく該当する生徒が減ってきております。

それでは、当みなかみ町でございますけれども、平成23年度における小・中学校から報告のあったいじめの認知件数、これは1件です。しかも小学校の1件です。解決をしたかという状況の中で、謝り方が悪いというふうなことで、親同士が今度是对立関係に入って、なかなかそのところが解決しない。子供同士は割かし落ち着いた生活をしているというふうなケースで、これが一、二カ月続いたケースとしてあがっております。

それから、今年度につきましては、町内各校から毎月いじめについての報告を受けておりますが、現在のところあがっておりません。ゼロでございます。今度、あした、あさ

ってですか、夏休みが終わりますと夏休み中の様子があがってまいります、これはわかりませんが、その前の月まではございません。それからまた、校長会等でも各校の状況をお話ししていただくことになっているわけですが、その中身次第でございますが、現在のところは我が町ではおかげさまでないというふうなことでございます。

以上です。

議長（森下 直君） 5番阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君質問席）

5番（阿部賢一君） 先ほど件数を質問して、件数をお答えいただいたわけなんですけれども、ゼロ件ということでありまして、小学校で1件で、確かに学校、教育委員会とかではなくて、やはり保護者も巻き込んだ解決に取り組むべきだと思うんですけれども、昔は子供のけんに親は顔を突っ込むなというような話がありましたけれども、今、こういう難しい時代になってくると、結構子供より親が先に出ちゃったりとかという意味では、本当に現場の先生方は大変なのかなというような思いもしております。

ゼロ件というのは、大変大いに結構なんですけれども、やはりそれは、たまたま上がってくるだけがゼロ件で、目に見えない部分で例えば子供さん方がそれぞれ兄弟に迷惑がかかるから我慢しているんだとか、親に心配かけたくないから我慢しているんだという、耐えているようなお子さんもいるかというような気がしております。ですから、教育現場を扱う教育長には、いつの時代も何時でもいじめに近い問題は発生しているんだということをややはり心のどこかにとめておいていただきたいと思います。

次、やはり学校が一番安心して安全な場所でなければならないと思うわけです。家庭で過ごす時間よりも日中は小学生、中学生は学校で過ごす時間が一番長いわけですから、とにかくそこが一番安全な場所でなければならないというふうに思いますので、やはりそういう思いで教育現場の運営に当たっていただければと思います。

そして、そのマニュアルみたいなものはもう、例えばいじめがいろいろ発生したときの対応みたいなマニュアルみたいなものは、教育委員会では完備されているのかということをもう一点確認させていただきたいと思います。

議長（森下 直君） 牧野教育長。

教育長（牧野堯彦君） お答え申し上げます。

昨年度、1年前にご存じのとおり、新里で小学生が自殺をするという痛ましい事件がございました。ちょうどあれから1年ぐらいたっておりますけれども、あの1年前の折に、新しくいじめについての定義が変わってきたということに伴って、各学校、いじめに対するマニュアルをそれまでにも用意してございましたけれども、そこでさらに厳しく見直しております。それも県の指示がございまして、見直すようにということでございましたが、今年度も大津の事件を受けて、さらに文科省のほうから全国的にマニュアルの見直しを指示してまいりました。それに伴いまして、本年度、夏休み中でございましたけれども、各学校にマニュアルのこの町バージョンをつくりまして、早速送らせてもらっております。これは、ここにございます。こういうのを各校が持って一応指導に当たっているわけですが、いずれにしても本質的には変わらない。ただ、特に今回の事件のように、学

校、それから教育委員会、いわゆる発表の仕方といたしますか、皆さんに公表する仕方の中であいまいなところがやや指摘されていたと思いますけれども、あそこをもっとしっかりすると。ともかく事犯が起こったら、すぐ学校は取りかかりなさいと。取りかかったら、単に1人の先生じゃなくて、学校が組織的に取り組みなさいと。取り組んで対応をなさないと、取り組んだ問題についてはすぐ教育委員会に報告しなさい、さらには、保護者に通報しなさいというふうになって、一緒になってこの問題に当たりましょうというところを組織的に強く主張したのが今回のマニュアルでございます。そういうことで、各学校共通して同じ考え方で取り組んでいこうという趣旨の強いマニュアルでございます。今度、これで対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長(森下 直君) 5番阿部賢一君。

(5番 阿部賢一君質問席)

5番(阿部賢一君) やはり早期発見、そして早期対応、あと実態把握と。そして、やはり学校と教育委員会、保護者が連携する中でその解決に当たるという姿勢は当然のことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、道徳教育についてちょっと通告してありますので、お願ひしたいと。

我々が道徳教育を受けた小学校のころというのは、例えば親孝行しろとか人を大事にしろ、自分がやられて嫌なことは他人様にするんじゃないとかというようなことが何となく記憶として脳裏に焼きついているんですけれども、今の道徳教育の現状についてちょっと説明をお願ひしたいと思ひます。

議長(森下 直君) 牧野教育長。

教育長(牧野堯彦君) それでは、引き続きお答えさせていただきます。

これまで述べてきましたのは、主に事件というか、いじめが発生した後どうするかというふうな対応の方法でございますけれども、それぞれ各学校とも取り組んでいるのは事実でございます。1つは、そちらをしっかりと強化することが大切であると。同時に、もう一つは、未然に発生しないように教育をしていくことが大事なんではないかというふうな考え方に立ちます。

したがいまして、日ごろの学校教育を通して、一人一人の子供が学校にいて楽しい学校、別にいじめをしなくても十分自分の居場所ある、充実した学校生活が送れるようになること、また、心が豊かに素直に育っていくような環境で育っていけば、当然そういうふうな問題に目が向いていかないだろうというふうな考え方ができるわけでございます。そういう環境づくりに一番大きな役割を果たしているのは、議員さんおっしゃるとおり、道徳教育だと私は考えております。

現在の道徳教育でございますが、昭和33年度に道徳教育が設けられまして、以後、年間35時間、各小学校1年生から中学校3年、最近は高校まで入りますかね、道徳の時間を特別に設けております。この道徳の時間に道徳的な心情や実践力を深めていてもらいたいという大きな目標、さらには自分の生き方を考える時間にしてもらいたいというふうなねらいがございます。ただ、その道徳の時間を柱にして、日ごろの学校教育の場面場

面がすべて道徳教育なんだという考え方に立っております。

したがいまして、授業の中でも道徳教育は行われている、それから、部活動の中でもそうだと、給食の中でもそうだと、いろいろなところに道徳的な要素がございます。そういうものを深めていくのがこの道徳の時間なんですよというふうなことで、例えば友達を大事にするというのは授業の中でも当然そうですし、そういう中でさらに深めて考えていく時間が道徳の時間であるというふうな考え方に立てるかと思えます。

現在、35時間の中に大きな柱として、自分自身に関する事、他人とのかかわりに関すること、自然や崇高なものとかかわりに関すること、集団や社会とのかかわりに関することとという大きな4つの柱がございます、これを年間35に大きく分けて、そしてさらに具体的な題材を使って指導していただきたいという形になっております。ただ、それぞれの学校で子供の特徴がございます。また、地域によって特徴がございますので、この地域の子はここが弱いなというふうな部分については、そこを重点的に計画化することが可能であるということです。

したがいまして、現在、私たちの町でもこのいじめの問題を取り上げまして、特にいじめの問題にかかわるところ、集団や社会等あるいは他人とのかかわりに関するところ、こういう部分に力を入れてやってもらいたい。もう一つは、命の問題がございます。生命の尊重というものを大事にしていきたいと。あと人権です。いじめは人権にかかわっております。人権を尊重という視点からしっかり勉強させてほしいというふうな願いを各校に指示しておりますけれども、そのようにして道徳教育は内面のほうから、いわゆるいじめ等々の問題を考える心情的なもの、そういうふうなものを考え判断力をつける大事な時間であるというふうなことで考えて大事にしております。これが現状でございます。

以上です。

議長(森下 直君) 5番阿部賢一君。

(5番 阿部賢一君質問席)

5番(阿部賢一君) 道徳教育の現状を今、説明をいただいたわけでありますけれども、やはりそういう意味において道徳教育というものは35時間、学校生活全体が道徳の時間だというのはごもっともな話でありますので、やはりそういうことで道徳教育の充実というものも、人格を形成する大切な小・中の時期ですから、やはり力を入れていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

いじめの問題でちょっと言い忘れちゃったもので、ちょっと戻って申しわけないんですけども、先般、新聞報道で岐阜県の可児市議会が今、9月定例議会、多分同じ時期の定例会だと思っておりますけれども、そこでいじめ防止条例というものを市で制定するというような報道が資料で確認できました。やはり自治体においても、それほど防止条例まで制定するような深刻な動きをとっている自治体も、幸いに本町においては、先ほど教育長がご説明の答弁のとおりですので深刻な状況はないわけでありますけれども、いずれにしろ、いつ何時、我々が気づかない、現場でも気づかない、親も気づかない中で本当に心を痛めている子供たちがいるとするならば、やはり大変なことでありますので、前段申し上げましたように、本当にいつの時代も何時でも、そういうものがどこかで存在しているのだと

このような危機感は、やはり親も現場を預かる先生方も心にとめておいて、それぞれ学校での仕事に励んでいただきたいというふうに思います。

道徳教育については、先ほどの説明のとおりなんですけれども、やはり人格形成という中でちょっと余談に、教育長、ちょっとずれちゃうかもしれないんですけれども、例えば塩原太助翁とか地元でそういう生きざまとかをちょっと紹介するとか、天下の義人茂左衛門とか、上毛かるたに子供たちが非常になじんでいる人物のその生きざまとかを教材にして教えてやるのもいいのかなというふうな気がしておりますけれども、その点について率直な考えがもし今、急な話で申しわけないんですけれども、あったら。

議長（森下 直君） 牧野教育長。

教育長（牧野堯彦君） まず、先ほどの岐阜県可児市の問題ですね。市として条例をこさえたというふうな話は確かに出てございます。石川県金沢市は携帯を持たせないという条例もつくっていると。このように法的なもので縛るというふうなやり方も、余りにもなかなか徹底しない場合はとられるようでございますが、私たちの町におきましては、現在そういうふうな状況でございますし、また、これからもっともっと広げられるところがあるというふうな考えまして、先日も町の連Pの会長さんの会を立ち上げました。そういう中で携帯の問題を全校取り上げていこうというふうなPTAの問題。それで、携帯を持つ悪さ、また被害をこうむりやすい危険のなところもございまして、一応各学校、小・中学校ともに同じ歩調で携帯問題について考えていこうじゃないかというふうな歩みをしたとか、あるいは新治では安心・安全の協議会ができていまして、そういうふうな組織を立ち上げて、皆さん地域の方々が盛り上がっていただくと、そしてみんなで育てているという芽が育っていけば、こういう問題もある程度防げていけるんじゃないかと、そういうふうなことに期待をしております、条例とか余りかたいものにはいきなり、というふうには考えております。

それで、何でしたっけ……

5 番（阿部賢一君） 上毛かるたの……

教育長（牧野堯彦君） 道徳の中で先ほど言ったような形で計画的に進めておりますが、時に外部の人に来ていただいて授業をしていただいて、そこで体験を發表していただくとか、そういうのを積極的にやっております。小学校あたりでは、食らいつきやすいのがやはりかるたに出てくる人だとかそういう方々が結構おりますので、そういう人を使って授業をやっているケースもございまして。地域の方、非常に近い方でございますので、そういうふうな形でどんどん現在取り入れていると思いますので、そんなことで深めております。

以上です。

議長（森下 直君） 5 番阿部賢一君。

（ 5 番 阿部賢一君質問席 ）

5 番（阿部賢一君） ありがとうございます。

ぜひ道徳の時間以外でもそういう地域の人だったり、なじんでいる歴史上の人物を教材にすることも、地元の子供たちには大変有益なことかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、その人物の関係でもう一点だけ、これは町長ご存じの方、前橋選出の中村紀雄県議が中心になった、群馬県の初代県令の楫取素彦翁の読本がその顕彰会で発行されて、前橋市では公立小・中学校にその読本を全戸配布して、今の初代群馬県知事というような認識でいいのかと思いますけれども、群馬県の今の礎に大変貢献された人物であります。吉田松陰の妹と婚姻関係にあり、吉田松陰と親交も大変深かったということで、非常に群馬県の今の発展に貢献された人物の読本が前橋市の小・中学校で、教材という説明ではなかったんですけども、それぞれに配布したというふうに伺っておりますので、ぜひもしそういう手がかりがあれば、そういう本も例えば町内の小・中学校に配布して、子供たちにこういう方がいて今の群馬県があるんですよというようなお話をするのも結構なことかなというふうに思いますので、ぜひちょっととめておいてください。

今、携帯電話のお話があったので、ちょっと関心があるので確認させてもらいたいんですけども、今、中学校は携帯電話はこれですよね、持ち込みは一切、ですよね。ただ、陰で何となく、私も中学生の登下校時間にたまたまかぶったりするときに、やはり所持している子供もいたんです。それは親御さんに迎えに来てもらうために非常に便利ですから、あっても、それはもうそういう便利な使い方をすればいいんですけども、やはり大人が心配するような使い方をされると、悪の道へのめり込んでしまったりとかという危険があるんですけども、その辺はやはり学校で禁止しているんだということは、やはりPTAの連合会の人ももちろん所持は反対ですよね。だとするならば、それはやはりこういう時代ですから、だめなものはだめということで徹底していく指導をお願いしたいと思います。そこで、はいと言ってもらえれば別にいいんですけども。

議長（森下 直君） 教育長。

教育長（牧野堯彦君） 群馬県の教育委員会としまして、小・中学生には携帯を持たせないというのを原則にしております。ただし、持たせる場合には親の責任というふうなことで、仕方がないというふうなことで、そこから起こる問題は全部親ですよ、というふうな自覚のもとに持たせる場合は持たせてもらいたいと、これが2つの柱として、これから各学校のPTAの方々へPTAの会で話を出される、まず基本になっていくと思います。

ただ、学校への持ち込みもうわさを聞きますと、そっと持ち込んでいるというふうなケースもありますので、これはまたいろいろ考えなくちゃならないと思いますが、月夜野中学校では、携帯についての7カ条というのをつくって運動として取り上げていたりいたしますので、そういう中で盛れるものについては指導がなされているというふうなことで、今後そういうことも、例えば学校に持ち込んでいけないということは、持ち込みたいという場合には特例を認めていただくと、許可をいただくとか、そういう形にして、そして、何か起こったときにはあなたの責任ですよ。あるいは、学校があなたが使うまでは保管しますよとか、そういうふうな形でもやっていかないと徹底はできないんじゃないかなというふうには考えていますけれども、そういう話も先日、PTAの方々にはさせてもらっておりますので、また検討させていただきたいと思います。

議長（森下 直君） 5番阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君質問席）

- 5 番(阿部賢一君) 親の責任ということで持ち込むということであるならば、すべてがだめというわけじゃありませんので、家庭の事情があったりするわけですから、それは学校でしっかり管理していただければと思います。

先般の楽しい学校という、さっき道德の答弁の中で教育長からあったんですけれども、小学校で95%、中学校ではやはりいろいろあれで88%という22年度のアンケート結果だったんですね。この残りの十数%というのは何が楽しくないかというような、その辺の研究・精査というのはされましたか。それはアンケートだからいいですけれども、おおよその予想で例えば部活動が問題とか何かあったのかなというような、報告はそれぞれの学校からは別に上がっていませんか。

議長(森下直君) 牧野教育長。

教育長(牧野堯彦君) 23年度においては、さらに去年より少しよくなっておりまして、その数字は適用していないといいますか、不満を持っている子供の数は減ってきておりますけれども、特に何をしたとか何が原因でというふうな実態はつかんでおりません。

ただ、そういう中であって、ともすると学校が嫌な子供においては不登校傾向になる可能性、そこへ結びつく子供も大変出てくるわけですけれども、本年度、傾向の子供はおりますが、不登校は1名になっております。不登校傾向の中でも、ご存じのとおり、教育委員会にあります適応指導教室のほうへ現在2人通っております、結構楽しく来ているというふうなことで、ああいう子供たちはきっと学校生活に不満を持っているというふうな形で自分たちを表現しているんだと思います。そういう形で表現できている子はいいんですが、まだそのところは十分把握し切れておりません。

以上です。

議長(森下直君) 5番阿部賢一君。

(5番 阿部賢一君質問席)

- 5 番(阿部賢一君) ぜひ、いろいろ感受性があったり悩みがあったりする非常に敏感な年ごろですけれども、やはり学校に楽しく毎日行けるような環境づくりに努めていただきたいと思います。

ことしの件数がゼロ件ということであれなんですけれども、やはり先生方とか教育委員会を中心とした先生方、そしてまたPTAの皆さんがいろいろ連携する中で、いろいろな子供さんたちをいい意味で見守っていているのかなというような気がしております。そして、また私たち大人も気がついたときには声をかけてやる、そんなようなことをやはり心がけていきたいと思っております。

きめ細やかないじめに対する対応というものが確認できました。ぜひ学校現場におきましても、先生方は大変だと思うんですけれども、やはり細心の注意を払って、子供たちが、いじめる側もいじめられる側もやはり傷つくんですね、どうしても。そういうのは一生尾を引いて大人になっていっても、お互い余りいい思いがないと思いますので、ぜひ楽しい学校環境づくりにこれからも努めていただきたいと思います。

あと、もう一点、道德教育の重要性というのもしっかり教育現場で認識していただいて、未然に防ぐという一つの手段として充実をさせていただければというふうに思ってお

ります。

以上を申し上げて、一般質問を閉じさせていただきます。

議長(森下 直君) これにて、5番阿部賢一君の質問を終わります。

散 会

議長(森下 直君) 以上で、本日の議事日程第1号に付された案件はすべて終了いたしました。

明日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

(1 3 時 4 4 分 散 会)